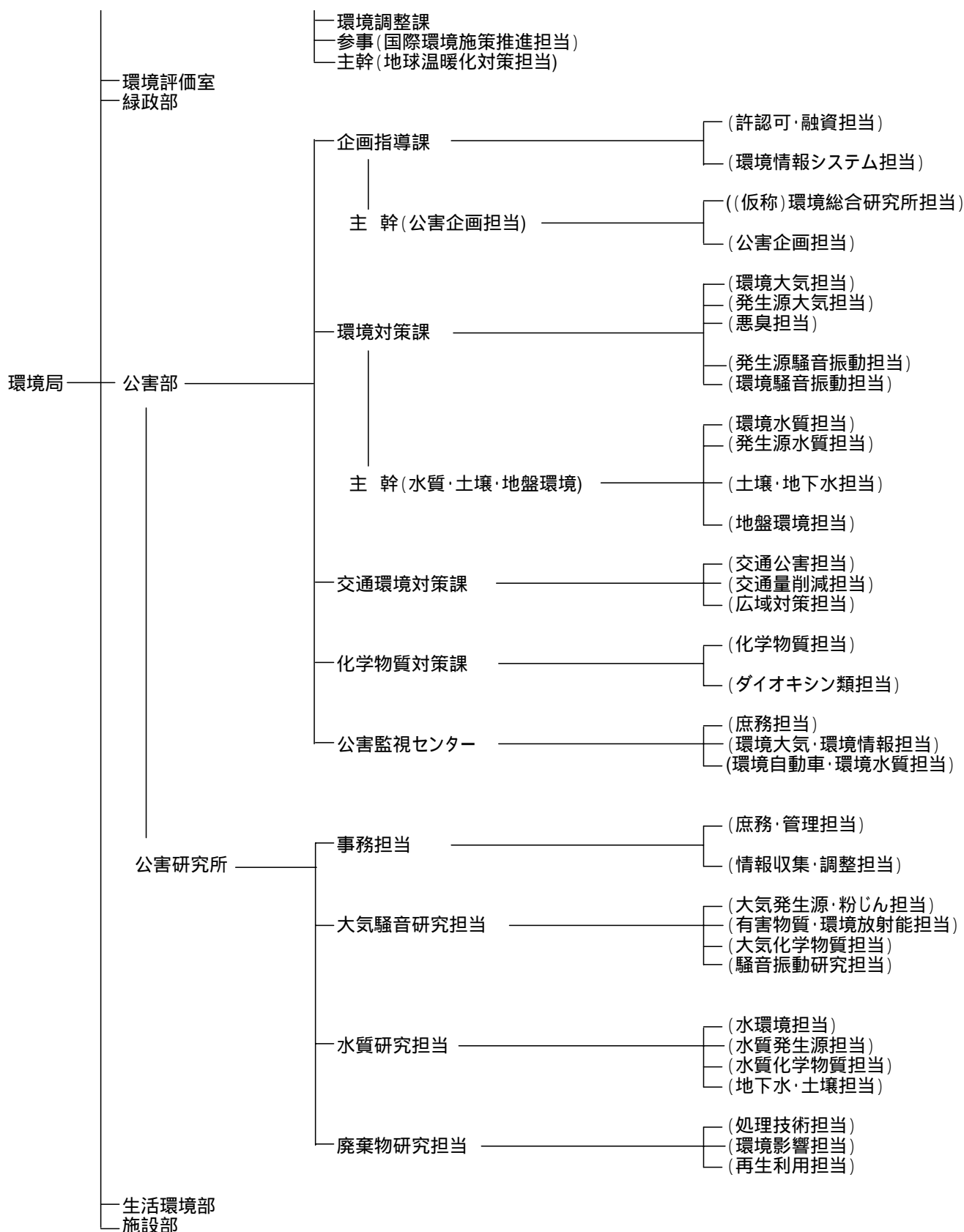


參考資料

事業執行關係資料

1 川崎市環境局公害部 所・課

(平成 18 年 4 月 1 日現在)



2 公害部門の予算費目内訳

平成19年度予算総括表（一般会計～環境費～公害対策費）

（単位：千円）

	平成19年度 当初予算額	財 源 内 訳						平成18年度 当初予算額	対前年比 倍 率
		国庫	県	市債	使用料及 び手数料	その他	一般財源		
公害対策費	1,083,756	20,036	31,680	0	0	5,711	1,026,329	1,184,861	0.91
公害対策総務費	874,739	17,807	30,415	0	0	5,522	820,995	949,444	0.92
地盤沈下調査費	25,017	0	0	0	0	0	25,017	25,220	0.99
公害監視センター費	115,136	2,229	0	0	0	0	112,907	130,080	0.89
公害研究所費	68,864	0	1,265	0	0	189	67,410	80,117	0.86

統計資料等

1 大気汚染関係資料

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

ア ばい煙発生施設

ばい煙発生施設届出工場又は事業場の数

平成 19 年 3 月末

地 区	合計	川 崎 区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	484	212			54	74	49	24	35	33
		88	59	65						

ばい煙発生施設届出数

平成 19 年 3 月末現在

施 設	地 区 合計	川 崎 区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
合 計	1,655	1002			143	210	109	37	88	66
		507	285	210						
ボ イ ラ ー	810	186	68	136	79	146	74	14	70	37
ガ ス 加 熱 炉	3		2							
焙 焼 炉 及 び 焼 結 炉	1		1							
溶 鉱 炉 及 び 転 炉	6	1	5							
金 属 溶 解 炉	6	3	3							
金 属 加 熱 炉	110	40	66			4				
石 油 加 熱 炉	125	102	23							
燃 焼 炉	8	7	1							
焼 成 炉 及 び 溶 融 炉	5	2	3							
反 応 炉	4	4								
乾 燥 炉	51	22	23	2		4				
電 気 炉	12	4	8							
焼 却 炉	47	26	11	2			3		1	4
塩 素 反 応 施 設	24	13	11							
弗 酸 吸 収 施 設	2	1	1							
鉛 溶 解 炉	2		2							
コ ー ク ス 炉	3		3							
ガ ス タ ー ビ ン	104	23	10	16	14	12	14	9	5	1
デ ィ ー ゼ ル 機 関	287	67	43	38	48	39	14	14	6	18
ガ ス エ ン ジ ン	45	6	1	16	2	5	4		5	6
ガ ソ リ ン 機 関	0									

粉じん発生施設届出工場又は事業場の数

平成 19 年 3 月末現在

地区 届出工場 又は事業場の数	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
一般粉じん発生施設設置 届出工場又は事業場数	38	33			0	0	3	1	0	1
特定粉じん発生施設設置 届出工場又は事業場数	1	1			0	0	0	0	0	0
		0	0	1						

粉じん発生施設設置届出数

平成 19 年 3 月 31 日現在

施設名 地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全体(一般粉じん)	803	776			0	0	20	4		3
		101	670	5						
コークス炉	3		3							
堆積場	31	9	21				1			
コンベア	629	70	532	5		18	3			1
破碎機・摩砕機	40	10	26			2				2
ふるい	100	12	88							
全体(特定粉じん)	6	6			3					
				6						
切断機	1			1						
プレス機(剪断加工用)	5			5	3					

イ 集じん装置

集じん装置導入台数

平成 19 年 3 月 31 日現在

集じん装置の種類	導入台数	割合 %
重力集じん	2	1.1
慣性力集じん	3	1.7
遠心力集じん	38	21.5
洗浄集じん	43	24.3
ろ過集じん	44	24.9
電気集じん(乾式)	43	18.1
電気集じん(湿式)	9	5.1
その他	6	3.4
合計	177	100.0

注)一部の集じん装置(洗浄集じん等)は、ばいじんとともに硫酸化物、塩化水素等も除去低減している。

処理対策施設数

平成 19 年 3 月 31 日現在

処理対策導入施設の種類	導入台数	割合 %
ボイラー	18	15.3
金属溶解炉	2	1.7
溶融炉	4	3.4
乾燥炉	24	20.3
電気炉	12	10.2
廃棄物焼却炉	43	36.4
その他	15	12.7
合計	118	100.0

(2) 排煙脱硫装置導入状況

平成19年3月末現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硫装置 設置数	接続 施設数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	409,280	H 11. 7	1	2
東燃ゼネラル石油(株)川崎工場	ボイラー・燃焼 炉・反応炉	365,000	S 60. 8	2	6
東亜石油(株)京浜製油所水江工 場	触媒再生塔	113,750	H 7. 10	1	1
	ボイラー	770,000	H 12. 10	1	1
入江崎水処理センター	廃棄物焼却炉	19,161	H 4. 4	3	3
	廃棄物焼却炉	19,795	H 15. 4	1	1
日本ゼオン(株)川崎工場	廃棄物焼却炉	15,890	H 7. 10	1	1
	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造 所	廃棄物焼却炉	80,200	H 4. 8	1	1
東洋ガラス(株)川崎工場	溶融炉	17,600	H 9. 4	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 7. 10	3	3
かながわ廃棄物処理事業団 廃棄物中間処理施設	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	6	3
昭和電工(株)川崎事業所扇町	廃棄物焼却炉	4,286	S 51. 4	1	1
	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 10	1	1
	ボイラー	325,900	H 7. 12	2	2
東日本旅客鉄道(株)川崎発電 所	ボイラー	430,000	S 50. 9	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所扇町工場	ボイラー	27,402	S 50. 10	1	1
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	コークス炉	160,000	H 50. 9	2	2
	焼結炉	1,400,000	H 15. 4	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 9. 4	1	1
(株)中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	H 7. 2	1	1
エヌエス・ユシロ(株) NSリサイクルセンター	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	81,020	S 61. 4	2	2
川崎市橋処理センター	廃棄物焼却炉	47,576	S 49. 10	3	3
(株)ヒルトップ	廃棄物焼却炉	16,793	H 6. 6	2	1

(3) 脱硝技術導入状況

平成 19 年 3 月末現在

① 触媒を使用した脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
日本プチル(株)川崎工場	ボイラー	55,000	H 3. 5	2	2
	ガスタービン	55,000	H 3. 5	2	2
東燃化学(株)川崎工場	ガスタービン	455,210	S 63. 3	1	2
	ボイラー				
	ボイラー	409,280	H 11. 7	1	2
新日本石油化学(株) 川崎事業所浮島工場	ボイラー	110,000	S 51. 12	1	1
花王(株)川崎工場	ガスタービン	15,600	H 7. 8	1	1
	ガスタービン	63,000	H 11. 3	1	1
東燃ゼネラル石油(株) 川崎工場	石油加熱炉	237,300	S 59. 9	2	4
	石油加熱炉	133,000	H 5. 11	1	1
	ガスタービン	380,000	H 6. 7	1	1
東京電力(株)西火力事業所川 崎火力発電所	ガスタービン	2,200,000	H 19. 6	1	1
(株)日本触媒 川崎製造所千鳥工場	ガスタービン	78,585	H 16. 10	1	1
日立造船(株)神奈川工場	ガス機関	30,600	H 14. 10	2	2
東亜石油(株) 京浜製油所水江工場	触媒再生塔	113,750	S 62. 2	1	1
	ボイラー	641,000	H 12. 10	1	1
	ガスタービン	636,600	H 12. 10	1	2
	石油加熱炉	127,644	H 15. 1	1	2
日本ゼオン(株)川崎工場	ガスタービン	69,000	H 9. 4	1	1
	ガス機関	14,550	H 17. 6	2	2
	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ(株) 川崎製造所	燃焼炉	34,700	H 5. 5	1	1
	ガスタービン	271,466	H 9. 4	1	1
新日本石油化学(株) 川崎事業所川崎工場	ガスタービン	502,360	H 5. 6	1	2
ボイラー					
東洋ガラス(株)川崎工場	ガス機関	5,290	H 18. 3	2	2
東京電力(株)西火力事業所 東扇島火力発電所	ボイラー	2,770,000	S 62. 9	2	2
エヌケーケー鋼板(株)	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1
かながわ廃棄物処理事業団 廃棄物中間処理施設	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3
(株)ヤマナカ千鳥町工場	ガス機関	1,776	H 13. 9	2	2
三栄レギュレータ(株)東京工場	廃棄物焼却炉	52,540	H 14. 4	1	1

① 触媒を使用した脱硝技術(続)

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
昭和電工(株) 川崎事業所扇町	ボイラー	285,000	H 9. 4	2	2
東日本旅客鉄道(株) 川崎発電所	ガスタービン	1,027,000	S 56. 4	1	1
	ボイラー	380,000	S 57. 7	1	1
	ガスタービン	1,129,760	H 5. 7	1	1
	ガスタービン	1,311,100	H 11. 3	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所扇町工場	ガスタービン	126,000	S 62.12	1	1
	石油加熱炉	120,000	H 6. 9	1	1
	ボイラー	73,170	H 12. 1	1	1
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	焼結炉	1,400,000	S 54. 6	1	1
	金属加熱炉	27,910	H 12.11	1	1
(株)富士電機 ガスタービン研究所	ガスタービン	590,000	H 5.10	1	1
三友エコテック(株)川崎工場	ボイラー	4,131	H 13.11	1	3
	石油加熱炉				
昭和炭酸(株)川崎工場	ガス機関	9,090	H 13. 7	1	1
川崎市立川崎病院	ガス機関	1,752	H 10.10	3	3
味の素(株)川崎事業所	ガス機関	35,300	H 18. 1	6	1
パレール	ガス機関	1,500	H 2.10	2	2
NTT DoCoMo川崎ビル	ガス機関	2,880	H 13.12	3	3
マッジョーレ	ガス機関	1,437	H 14. 6	2	2
三菱ふそう トラック・バス株式会社	ガスタービン	57,789	H 12. 7	2	2
	ボイラー				
労働福祉事業団 関東労災病院	ガス機関	2,792	H 11.11	2	2
富士通中原ビル	ガス機関	1,893	H 11. 3	2	2
(株)サンジェルマン	ガス機関	96	H 13. 1	2	2
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	ガス機関	619	H 13. 6	2	2
学校法人専修大学生田校舎	ガス機関	1,900	H 5. 4	2	2
多摩区総合庁舎	ガス機関	2,419	H 9. 1	1	1
新百合丘ピブレ	ガス機関	2,870	H 9. 9	4	4

(3) 脱硝技術導入状況

平成 19 年 3 月末現在

② 触媒を使用しない脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	230,490	S 59. 9	1	1
	ボイラー	428,506	S 52. 7	2	2
東燃ゼネラル石油(株) 川崎工場	ボイラー	323,000	H 5.11	1	1
	石油加熱炉	47,250	H 8. 5	2	2
	石油加熱炉	33,750	H 9. 3	1	1
	石油加熱炉	75,697	S 53.2	1	1
	石油加熱炉	71,298	H 7. 6	1	1
	石油加熱炉	60,000	H 8. 5	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所水江工場	ボイラー	124,000	H 8.12	1	1
日本ゼオン(株)川崎工場	廃棄物焼却炉	15,890	H 4.11	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	1 08,700	H 7.10	3	3
JFE環境(株) 東日本本部[水江地区]	廃棄物焼却炉	5,596	H 15. 9	1	1
昭和電工(株)川崎事業所扇町	廃棄物焼却炉	11,829	H 7.10	1	1
(株)デイ・シイ川崎工場	焼成炉	60,000	S 56. 1	2	2
	焼成炉	53,000	S 56. 1	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 10. 2	1	1
エヌエス・ユシロ(株) NSリサイクルセンター	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	1	1
味の素(株)川崎事業所	ボイラー	54,400	H 12. 6	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	81,020	S 61. 4	1	1
川崎市橘処理センター	廃棄物焼却炉	48,537	S 58. 9	1	1
川崎市王禅寺処理センター	廃棄物焼却炉	50,460	S 61. 4	1	1

2 自動車関係資料

自動車排出ガス規制値

種 別		新短期規制				新長期規制				備 考	
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27 (0.67)	10・15M + 11M (g/km) 3	CO	平成17年	1.92 (1.15)		
			HC	平成12年	0.17 (0.08)		NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成12年	0.17 (0.08)		NOx	平成17年	0.08 (0.05)		
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1 (19.0)		CO	平成19年	6.67 (4.02)		
			HC	平成12年	4.42 (2.20)		NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成12年	2.50 (1.40)		NOx	平成19年	0.08 (0.05)		
	軽自動車	10・15M (g/km)	CO	平成14年	5.11 (3.30)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成19年	6.67 (4.02)		
			HC	平成14年	0.25 (0.13)		NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成14年	0.25 (0.13)		NOx	平成19年	0.08 (0.05)		
		11M (g/test)	CO	平成14年	58.9 (38.0)		CO	平成17年	1.92 (1.15)		
			HC	平成14年	6.40 (3.50)		NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成14年	3.63 (2.20)		NOx	平成17年	0.08 (0.05)		
	軽量車 (GVW 1.7t)	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27 (0.67)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成17年	1.92 (1.15)		
			HC	平成12年	0.17 (0.08)		NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成12年	0.17 (0.08)		NOx	平成17年	0.08 (0.05)		
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1 (19.0)		CO	平成19年	6.67 (4.02)		
			HC	平成12年	4.42 (2.20)		NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成12年	2.50 (1.40)		NOx	平成19年	0.08 (0.05)		
	中量車 (1.7t < GVW 3.5t)	10・15M (g/km)	CO	平成13年	3.36 (2.10)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成17年	4.08 (2.55)		
			HC	平成13年	0.17 (0.08)		NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成13年	0.25 (0.13)		NOx	平成17年	0.10 (0.07)		
		11M (g/test)	CO	平成13年	38.5 (24.0)		CO	平成19年	6.67 (4.02)		
			HC	平成13年	4.42 (2.20)		NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成13年	2.78 (1.60)		NOx	平成19年	0.08 (0.05)		
重量車 (3.5t < GVW)	G13M (g/kWh)	CO	平成13年	26.0 (16.0)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3 (16.0)			
		HC	平成13年	0.99 (0.58)		NMHC	平成17年	0.31 (0.23)			
		NOx	平成13年	2.03 (1.40)		NOx	平成17年	0.9 (0.7)			
		乗用車	10・15M (g/km)	CO		平成14年	0.98 (0.63)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成17年	0.84 (0.63)
				HC		平成14年	0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)
				NOx		小型	平成14年		0.43 (0.28)	NOx	小型
中型	平成14年				0.45 (0.30)	中型	平成17年		0.20 (0.15)		
PM	小型			平成14年	0.11 (0.052)	PM	小型		平成17年	0.017 (0.013)	
	中型			平成14年	0.11 (0.056)		中型		平成17年	0.019 (0.014)	
軽量車 (GVW 1.7t)	10・15M (g/km)	CO	平成14年	0.98 (0.63)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成17年	0.84 (0.63)			
		HC	平成14年	0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)			
		NOx	平成14年	0.43 (0.28)		NOx	平成17年	0.19 (0.14)			
		PM	平成14年	0.11 (0.052)		PM	平成17年	0.017 (0.013)			
		中量車 (1.7t < GVW 2.5t)	10・15M (g/km)	CO		平成15年	0.98 (0.63)	10・15M + 11M (g/km)	CO	平成17年	0.84 (0.63)
				HC		平成15年	0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)
NOx	平成15年			0.68 (0.49)	NOx	平成17年	0.33 (0.25)				
PM	平成15年			0.12 (0.06)	PM	平成17年	0.020 (0.015)				
重量車 (2.5t < GVW) 4	G13M (g/kWh)			CO	平成15, 16年	3.46 (2.22)	JE05モード (g/kWh)		CO	平成17年	2.95 (2.22)
				HC	平成15, 16年	1.47 (0.87)			NMHC	平成17年	0.23 (0.17)
		NOx	平成15, 16年	4.22 (3.38)	NOx	平成17年		2.7 (2.0)			
		PM	平成15, 16年	0.35 (0.18)	PM	平成17年		0.036 (0.027)			

1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。

3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からは、新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からは新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。

4 ディーゼル車トラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t < GVW 12tについては平成15年10月1日から、車両総重量12t < GVWについては平成16年10月1日から適用される。

種 別		現行規制				次期規制				備 考	
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	18年、19年からの二輪車の試験モードは冷始動に変更。
				HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	(0.15)	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成11年	(2.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成11年	(0.30)		NOx	平成19年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(8.00)		CO	平成18年	(2.0)	
				HC	平成11年	(3.00)		HC	平成18年	(0.30)	
				NOx	平成11年	(0.10)		NOx	平成18年	(0.15)	
	軽二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	
				HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.30)	
				NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	2.7(2.0)	
				HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	0.40(0.30)	
				NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	0.20(0.15)	
小型二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	20.0(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	6.5(5.0)		
			HC	平成11年	2.93(2.00)		HC	平成19年	1.33(1.0)		
			NOx	平成11年	0.51(0.30)		NOx	平成19年	7.98(6.0)		
	2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	14.4(8.00)		PM	平成19年	0.53(0.4)		
			HC	平成11年	5.26(3.00)		CO	平成20年	6.5(5.0)		
			NOx	平成11年	0.14(0.10)		HC	平成20年	0.93(0.7)		
ディーゼル 特殊自動車 3	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成19年	6.5(5.0)		
			HC	平成15年	1.95(1.5)		HC	平成19年	1.33(1.0)		
			NOx	平成15年	10.4(8.0)		NOx	平成19年	7.98(6.0)		
			PM	平成15年	1.04(0.8)		PM	平成19年	0.53(0.4)		
	定格出力 37kW以上75kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成20年	6.5(5.0)		
			HC	平成15年	1.69(1.3)		HC	平成20年	0.93(0.7)		
			NOx	平成15年	9.10(7.0)		NOx	平成20年	5.32(4.0)		
			PM	平成15年	0.52(0.4)		PM 37-56kW	平成20年	0.40(0.3)		
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	PM 56-75kW	平成20年	0.33(0.25)		
			HC	平成15年	1.30(1.0)		CO	平成19年	6.5(5.0)		
			NOx	平成15年	7.80(6.0)		HC	平成19年	0.53(0.4)		
			PM	平成15年	0.39(0.3)		NOx	平成19年	4.79(3.6)		
定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	4.55(3.5)	8M (g/kWh)	PM	平成19年	0.27(0.2)			
		HC	平成15年	1.30(1.0)		CO	平成18年	4.55(3.5)			
		NOx	平成15年	7.80(6.0)		HC	平成18年	0.53(0.4)			
		PM	平成15年	0.26(0.2)		NOx	平成18年	4.79(3.6)			
ガソリン・ LPG 特殊自動車 3	定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	-	CO	-	- (-)	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)		
			HC	-	- (-)		HC	平成19年	0.80(0.6)		
			NOx	-	- (-)		NOx	平成19年	0.80(0.6)		

1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。

出典：環境省ホームページ「自動車排出ガス規制値」(http://www.env.go.jp/air/car/gas_kisei/kisei.pdf)(H.17.10.1)

3 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁法に基づく届出状況

(表 1 - 1) 業種別工場又は事業場の数 (水質汚濁防止法)

平成 19 年 3 月末

業種	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	757	135	5	173	165	102	93	84	
食 料 品 製 造 業	82	5	0	38	16	8	11	4	
紙 加 工 品 製 造 業	1	1	0	0	0	0	0	0	
化 学 工 業	36	33	0	0	3	0	0	0	
石 油 製 品 製 造 業	3	3	0	0	0	0	0	0	
鉄 鋼 業	7	7	0	0	0	0	0	0	
金 属 製 品 製 造 業	47	21	0	8	13	0	3	2	
電 気 機 械 器 具 製 造 業	11	3	1	1	3	0	2	1	
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	4	1	0	0	0	2	0	1	
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	20	8	0	2	7	0	0	3	
そ の 他 の 製 造 業	1	1	0	0	0	0	0	0	
洗 濯 業	217	0	6	75	47	30	39	26	
そ の 他	328	52	4	49	76	62	38	47	

(表 1 - 2) 排水量規模特定事業場数

排水規模		地区							
		合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合計		757 (100)	135 (45)	5 (1)	173 (9)	165 (26)	102 (11)	93 (5)	84 (3)
内	50m ³ /日未満	694 (65)	81 (14)	3 (0)	172 (8)	164 (25)	100 (11)	92 (5)	82 (2)
	50~400m ³ /日未満	20 (7)	14 (6)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
訳	400m ³ /日以上	43 (28)	42 (25)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

(注) : () 内の値は、有害物質を使用する事業場数

(表 1 - 3) 特定施設別特定事業場数

平成 19 年 3 月末現在

	代表特定施設又は代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50m ³ 以上		50m ³ 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			11		11	
2	畜産食料品製造業			1		1	
3	水産食料品製造業			1		1	
4	保存食料品製造業			1		1	
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸・ソース・ソーダ・食酢製造業	1	1	1		2	1
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業						
11	動物系飼料・有機肥料製造業			1		1	
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・加工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業			8		8	
17	豆腐・煮豆製造業			62		62	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業			2		2	
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			5		5	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	一般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4	2	4	2
24	化学肥料製造業	1	1			1	1
25	か性ソーダ・か性カリ製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業			1		1	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業						
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	10	3	1		11	3
34	合成ゴム製造業	2	1			2	1
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1				1	
37	その他の石油化学工業	9	7	1		10	7
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業			1		1	
44	天然樹脂製品製造業						

45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	3	3	3		6	3
47	医薬品製造業			1		1	
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	3	2			3	2
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	2	1	4		6	1
54	セメント製品製造業			2		2	
55	生コンクリート製造業			15		15	
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			1		1	
59	砕石業	1	1			1	1
60	砂利採取業			1		1	
61	鉄鋼業	4	3	4		8	3
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業			12	2	12	2
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水			5		5	
65	酸・アルカリによる表面処理施設	5	5	35	10	40	15
66	電気めっき施設	2	1	14	3	16	4
66の2	旅館業			22		22	
66の3	共同調理場						
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業			3		3	
66の5	飲食店						
66の6	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の7	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			218	33	218	33
68	写真現像業			18		18	
68の2	病院			6		6	
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	中央卸売市場	1				1	
69の3	地方卸売市場						
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業			3		3	
71	自動式車両洗浄施設	1		121		121	
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	1	1	37	8	38	9
71の3	一般廃棄物処理施設			3			
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	7	4	8	5
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			2		2	
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設			1	1	1	1
72	し尿処理施設	2		6		8	
73	下水道終末処理施設	4	4			4	4
74	共同処理施設	4		3		7	
	指定地域特定施設	4		46		50	
	合 計	63	35	695	65	757	100

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目 測定地点	生活環境項目										健康項目																							
	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	全亜鉛	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
* 三沢川 ・ 一の橋	23	23	23	23	23	12	8	23	23	6	6	6	6	6	6	2	2	6	2	2	2	6	2	2	6	6	2	2	2	2	2	12	6	6
* 二ヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	24	11	8	24	24	6	6	6	6	6	6	2	2	6	2	2	2	6	2	2	6	6	2	2	2	2	2	12	6	6
* 平瀬川 ・ 平瀬橋 (人道橋)	23	23	23	23	23	12	8	23	23	6	6	6	6	6	6	2	2	6	2	2	2	6	2	2	6	6	2	2	2	2	12	6	6	
* 麻生川 ・ 耕地橋	23	23	23	23	23	11	8	23	23	6	6	6	6	6	6	2	2	6	2	2	2	6	2	2	6	6	2	1	1	1	2	11	6	6
* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	24	12	8	24	24	6	6	6	6	6	6	2	2	6	2	2	2	6	2	2	6	6	2	2	2	2	12	6	6	
二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 今井仲橋	11	11	11	11	11			6	6		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
二ヶ領用水 宿河原線 ・ 出会い橋	12	12	12	12	12			6	6																									
五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12	12			6	6																									
片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12	12			6	6																									
有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12	12			6	6																									
渋川 ・ 渋川橋	11	11	11	11	11			6	6																									
登戸排水路	4	4	4	4	4			4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
六ヶ村堀下水道	3	3	3	3	3			3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮内排水路	3	3	3	3	3			3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
矢上川 ・ 大日橋	4	4	4	4	4			4	4																									
矢上川 ・ 日吉橋	3	3	3	3	3			3	3																									
三沢川 ・ 下村橋下	3	3	3	3	3			3	3																									
二ヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4	4			4	4																									
山下川 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																									
二ヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4	4			4	4																									
二ヶ領用水 宿河原線 ・ 北村橋上	4	4	4	4	4			4	4																									
前川堀 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																									
二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 鹿島田橋	4	4	4	4	4			4	4																									
平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4	4			4	4																									
平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4	4			4	4																									
麻生川 ・ 山口橋	3	3	3	3	3			3	3																									
* 矢上川 ・ 矢上川橋										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
* 浮島沖	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	12	
* 東扇島沖	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12	
* 京浜運河千鳥町	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12	
* 東扇島防波堤西	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12	
* 京浜運河扇町	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12	
* 扇島沖	12	12		12		4	4	12	12	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12	
末広運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		
大師運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		
夜光運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		
桜堀運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		
池上運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		
南渡田運河先	4	4		4		2	2	4	4	2	2	2	2	2	2			2				2		2	2							2		

注) 表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。

*は測定計画地点(なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省が健康項目、要監視項目以外の項目について測定を実施している)

□ : は2層(上層、下層)について測定を実施している。

※は水生生物保全に係る要監視項目

4 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考・車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 | 15 メートル |
| (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 | 20 メートル |

(2) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) a区域：第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域

c区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		8時から19時	19時から8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，無指定	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地 域
I	70 以下	下記に掲げる地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種住居低層専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75 以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400 メートル以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径 600 メートルの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(5) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況（平成 19 年 3 月末現在）

(1) 特定工場数

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	26	0	0	1	0	3	4	34
水質関係	20	1	0	1	0	0	1	23

(2) 特定施設数

ア 大気関係

別表番号	特定施設の種類	施設数	
1	焼結鉱の製造用焼結炉	1	
2	製鋼用電気炉	4	
3	亜鉛の回収用焙焼炉，焼結炉，溶鉱炉，溶解炉及び乾燥炉	0	
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉，溶解炉及び乾燥炉	0	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 又は焼却能力合計が 50kg/時)	4 t/時以上	20
		2 t/時～4 t/時以上	7
		2 t/時未満	29
合 計		61	

イ 水質関係

(別表番号 1～19 のうち、本市に届出されている施設のみを掲載)

別表番号	特定施設の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	4
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	25
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	13
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	2
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	24
18	第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	4
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1
合 計		73

6 公害防止管理者等選任届出状況

平成19年3月31日現在

区分 業種	工場 数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理者	公害防止管理者													
				合 計	大気関係				水質関係				粉 じん 関 係	騒 音 関 係	振 動 関 係	ダ イ オ キ シ ン 関 係	
					第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種					
食料品製造業	2	2	1	3			1	1	1								
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		1							1						
印刷・同関連業	1	1		1				1									
化学工業	27	27	6	73	6		16	11	15	2	13	9					1
石油・石炭製品製造業	8	8	4	13			6	1			4		2				
プラスチック製品製造業	1	1		1				1									
窯業・土石製品製造業	9	6		12			2			1		2	7				
鉄鋼業	10	10	2	19			9	3	3			2					2
金属製品製造業	21	11		27				2		13				5		7	
一般機械製器具造業	3	3		3				1		1						1	
電気機械器具製造業	19	17		26			2	6		4				7		7	
輸送用機械器具製造業	5	5		10										5		5	
精密機械器具製造業	1			2						2							
その他の製造業	1	1		1			1										
電気業	3	3		3			3										
熱供給業	1			1				1									
合計	113	96	13	196	6	0	40	28	19	23	18	13	9	17	20	3	
							74			73							

7 川崎市公害防止生活環境の保全に関する条例運用状況調査結果(平成 18 年度実績)

公布日：平成 11 年 12 月 24 日

施行日：平成 12 年 12 月 20 日

(1) 許可、届出等の状況

表 1 指定事業所数、設置許可数等

年度始 指定事業所数 (第 17 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 指定事業所数 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現況 届出数 (第 29 条) (B)	既設 届出数 附則第 6 項 (C)	設置 許可数 (第 17 条) (D)	許可 失効・取消数 (第 27、28 条) (E)	廃止 届出数 (第 26 条) (F)	
3,026	0	0	32	24	25	3,009

表 2 事業開始

事業開始届(第 21 条)
24

表 3 変更許可数等

変更 許可数 (第 22 条第 1 項)	変更許可 中止届 (第 22 条第 3 項)	変更 事前届 (第 23 条)	計画変更 等命令 (第 23 条)	計画変更 期間短縮 (第 23 条)	変更 事後届 (第 24 条)	承継 (第 25 条)
70	0	34	0	6	142	13

表 4 環境配慮書関係(第 30 条関係)

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境 負荷低減 (付表 1)	化学物質 (付表 2)	自動車 排出ガス (付表 3)	温暖化 物質 (付表 4)	廃棄物 (付表 5)	組織 体制 (付表 6)
61	61	60	44	39	61	61

表 5 環境行動事業所関係

年度始 環境行動 事業所数 (第 32 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 環境行動事業所数 (第 32 条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定 申請数 (B)	変更 届出数	認定の 失効 (C)	認定の 取消 (D)	手続の 免除	
22	10	19	10	0	0	22

表 6 事故時応急措置等完了報告書(第 51 条関係)

件数
0

表 7 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数(第 58 条関係)

件数
0

表 8 大型小売店における夜間小売業関係（第 64 条関係）

件数
2

表 9 開発行為等に関する工事調書（第 66 条関係）

工事調書	(1) 騒音及び振動の防止	(2) 粉じんの発生の防止	(3) 汚水の流出の防止
135	135	135	135

表 10 環境負荷低減行動計画書関係（第 73 条関係）

環境負荷低減 行動計画書届出	行 動 別 取 組			
	事業活動概要 (付表 1)	取組状況 (付表 2)	行動目標 (付表 3)	取組結果報告 (付表 4)
33	1	1	1	32

表 11 土壌関係（第 81 条関係）

資料等調査 結果報告書	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書	汚染土壌等 処理対策 実施計画書	汚染土壌等 処理対策 実施報告書	土壌調査等 (搬出土壌調査) 結果報告書
29	24	33	32	13

表 12 地下水関係（第 89 条関係）

地下水揚水 新規届出	地下水揚水 変更届出	地下水揚水 廃止届出	地下水揚水量 等測定報告書	年度末 地下水揚水井戸数
1 件 1 井	8 件 39 井	2 件 3 井	8 5 井	4 5 件 8 5 井

表 13 特定化学物質関係（第 97 条関係）

特定化学物質 管理報告書	(1) 特定化学物質 の管理状況	(2) 特定化学物質 の取扱状況	(3) 特定化学物質 の排出量及び移動量
0	0	0	220

表 14 特定化学物質関係（第 97 条関係）

特定建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4)	特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 8)	特定・特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4, 8)
35	3	38

特定・特定外建築物 環境計画書変更届出数 (第 127 条の 5)	新築等の取り止め 届出数 (第 127 条の 6)	工事完了 届出等数 (第 127 条の 6)	分譲共同住宅 環境性能表示届出数 (第 127 条の 11, 14)
3	0	0	1

2 指示、勧告、措置命令等

表 1 5 指示、勧告、措置命令等の総括表

	改善等指示	勧告	公表	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
				改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の措置命令	計			
許可関係 (条例第 17 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
環境配慮書関係 (条例第 30 条他)	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第 40 条他)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	433	200
粉じん規制関係 (条例第 41 条他)	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
悪臭関係 (条例第 43 条他)	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139
水質関係 (条例第 45 条他)	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	854	478
騒音・振動関係 (条例第 49 条他)	218	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295
事故時関係 (条例第 51 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急事態関係 (条例第 52 条他)	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0
屋外燃焼関係 (条例第 56 条他)	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236
炭化水素系物質施設関係 (条例第 57 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第 58 条他)	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第 62 条他)	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
環境負荷低減行動計画関係 (条例第 73 条他)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0
土壌・地下水関係 (条例第 78 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	65
地盤沈下関係 (条例第 88 条他)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
化学物質関係 (条例第 95 条他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	240	0
自動車関係 (条例第 104 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	256
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第 127 条の 4 他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1728	1804

2 指示、勧告、措置命令等

表 1 5 指示、勧告、措置命令等の総括表

	改善等指示	勧告	公表	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
				改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の措置命令	計			
許可関係 (条例第 17 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
環境配慮書関係 (条例第 30 条他)	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第 40 条他)	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	433	200
粉じん規制関係 (条例第 41 条他)	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
悪臭関係 (条例第 43 条他)	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139
水質関係 (条例第 45 条他)	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	854	478
騒音・振動関係 (条例第 49 条他)	218	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295
事故時関係 (条例第 51 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急事態関係 (条例第 52 条他)	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0
屋外燃焼関係 (条例第 56 条他)	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236
炭化水素系物質施設関係 (条例第 57 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第 58 条他)	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第 62 条他)	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
環境負荷低減行動計画関係 (条例第 73 条他)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0
土壌・地下水関係 (条例第 78 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	65
地盤沈下関係 (条例第 88 条他)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
化学物質関係 (条例第 95 条他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	240	0
自動車関係 (条例第 104 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	256
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第 127 条の 4 他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
合 計	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1728	1804

8 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 32 条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

平成 19 年 6 月 30 日現在

番号	認定事業所名	所在地	初回認定日	最新の認定日	認定の有効期限
1	株式会社東芝 研究開発センター	幸区 小向東芝町 1 番地	平成 13 年 1 月 22 日	平成 18 年 12 月 13 日	平成 21 年 9 月 29 日
2	日本電気株式会社 玉川事業場	中原区 下沼部 1 7 5 3 番地	平成 13 年 2 月 26 日	平成 18 年 12 月 1 日	平成 21 年 10 月 30 日
3	大同特殊鋼株式会社 川崎工場	川崎区 夜光 2 丁目 4 番 1 号	平成 13 年 5 月 15 日	平成 16 年 8 月 20 日	平成 19 年 8 月 25 日
4	株式会社東芝セミコンダクタ社 マイクロエレクトロニクスセンター	幸区 小向東芝町 1 番地	平成 13 年 6 月 12 日	平成 18 年 3 月 25 日	平成 19 年 9 月 14 日
5	東日本旅客鉄道株式会社 川崎発電所	川崎区 扇町 8 番 3 号	平成 13 年 7 月 10 日	平成 19 年 3 月 7 日	平成 22 年 3 月 6 日
6	株式会社デイ・シー 川崎工場	川崎区 浅野町 1 番 1 号	平成 13 年 7 月 13 日	平成 18 年 1 月 4 日	平成 20 年 11 月 25 日
7	富士通株式会社 川崎工場	中原区 上小田中 4 丁目 1 番 1 号	平成 13 年 7 月 25 日	平成 18 年 4 月 27 日	平成 21 年 3 月 22 日
8	日本ポリエチレン株式会社 川崎工場（千鳥地区）	川崎区 千鳥町 3 番 1 号	平成 13 年 7 月 27 日	平成 19 年 6 月 25 日	平成 22 年 6 月 24 日
9	旭化成ケミカル株式会社 川崎製造所	川崎区 夜光 1 丁目 3 番 1 号	平成 13 年 8 月 30 日	平成 18 年 4 月 21 日	平成 21 年 4 月 20 日
10	新日本石油化学株式会社 川崎事業所川崎工場	川崎区 夜光 2 丁目 3 番 1 号	平成 13 年 9 月 4 日	平成 17 年 5 月 31 日	平成 20 年 5 月 30 日
11	新日本石油化学株式会社 川崎事業所浮島工場	川崎区 浮島町 1 0 番 1 0 号	平成 13 年 9 月 4 日	平成 17 年 5 月 31 日	平成 20 年 5 月 30 日
12	東燃化学株式会社 川崎工場	川崎区 浮島町 7 番 1 号	平成 13 年 10 月 19 日	平成 16 年 11 月 16 日	平成 19 年 9 月 1 日
13	東燃ゼネラル石油株式会社 川崎工場	川崎区 浮島町 7 番 1 号	平成 13 年 10 月 19 日	平成 16 年 11 月 16 日	平成 19 年 9 月 1 日
14	富士電機システムズ株式会社 川崎工場	川崎区 田辺新田 1 番 1 号	平成 13 年 11 月 16 日	平成 19 年 2 月 19 日	平成 22 年 1 月 26 日
15	旭化成ケミカル株式会社 川崎製造所アクリル樹脂製造部	川崎区 浮島町 1 0 番 9 号	平成 14 年 1 月 7 日	平成 18 年 4 月 21 日	平成 21 年 4 月 20 日
16	株式会社東芝 小向工場	幸区 小向東芝町 1 番地	平成 14 年 1 月 18 日	平成 17 年 12 月 6 日	平成 20 年 10 月 28 日
17	株式会社東芝 浜川崎工場浮島分工場	川崎区 浮島町 4 番 1 号	平成 13 年 1 月 19 日	平成 19 年 6 月 22 日	平成 22 年 2 月 13 日

18	東亜石油株式会社 京浜製油所水江工場	川崎区 水江町 3 番 1 号	平成 13 年 6 月 1 日	平成 17 年 9 月 12 日	平成 20 年 6 月 30 日
19	キヤノン株式会社 矢向事業所	幸区 塚越 3 丁目 451 番	平成 18 年 2 月 9 日	平成 18 年 2 月 9 日	平成 20 年 7 月 29 日
20	株式会社日本触媒 川崎製造所浮島工場	川崎区 浮島町 10 番 12 号	平成 18 年 2 月 16 日	平成 18 年 7 月 28 日	平成 21 年 6 月 25 日
21	三光ライト工業株式会社 本社工場	中原区 宮内 2 丁目 29 番 1 号	平成 18 年 2 月 27 日	平成 18 年 2 月 27 日	平成 20 年 1 月 20 日
22	株式会社日本触媒 川崎製造所千鳥工場	川崎区 千鳥町 14 番 1 号	平成 18 年 2 月 28 日	平成 18 年 7 月 28 日	平成 21 年 6 月 25 日
23	株式会社東芝 浜川崎工場	川崎区 浮島町 2 番 1 号	平成 18 年 8 月 25 日	平成 18 年 8 月 25 日	平成 21 年 1 月 27 日

環境用語解説（50音順）

条例：川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

（平成11年川崎市条例第50号）

【あ行】

アイドリング・ストップ

自動車が行っていない時にエンジン（原動機）を動かしている状態が続くと、無駄な燃料が消費されるとともに、有害な排出ガス（窒素酸化物等）が排出され大気汚染の原因となる。停車したときアイドリングをやめる行動をいう。（条例関連：第10章第2節 自動車の駐車時における原動機の停止）

赤潮

プランクトンの異常繁殖により海水、湖沼、池が着色する現象。有害プランクトンや酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類が死ぬことがある。

悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等22物質を特定悪臭物質と定め、規制している。市条例では、悪臭防止の指導を行っている。また、多種のにおいによる複合臭に対応するため、市の条例で人の嗅覚を用いた嗅覚測定法（官能試験）による許容限度値を定め、事業者に対し、規則基準を遵守するようを依頼している。

（条例関連：第4章第2節 悪臭の防止、環境への負荷の低減に関する指針）

亜酸化窒素（一酸化二窒素 N_2O ）

地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つである。物の燃焼、土中の有機物の分解などが発生原因で、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約6%である。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

アスベスト（石綿）

アスベストは、半永久的に分解・変質しにくい、環境への蓄積性が高い。発がん性など健康影響が懸念されることから、本市では、指針等を定め指導している。大気汚染防止法では、特定粉じんに規定されている。

雨水浸透施設

雨水浸透施設の機能は、雨水の集中排出による都市型水害を抑制することと、地下水をかん養するということがある。施設には、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

色汚染度

生産活動の後に排出される着色排水の許容限度のこと。着色排水が公共用水域に排出されると景観や生態系に悪影響を及ぼすこともある。

（条例施行規則別表第12）

MSDS（Material Safety Data Sheet）制度

化学物質又はそれを含有する製品を事業者間で取引する際、譲渡等をする事業者が相手方に物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する制度をいう。この制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）等によって事業者には義務付けられている。

この制度により、MSDSの提供を受ける事業者は、PRTR法に基づく届出に必要な情報を得ることができるなど、化学物質の適正管理を行うための情報源としてこれを活用することができる。

オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを含む成

層圏の層。生物に有害な紫外線の多くは、オゾン層で遮っている。世界的にも低緯度地域以外では成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系の影響が懸念される。(条例関連：第12章第3節 オゾン層破壊物質の排出防止)

温暖化物質(温室効果ガス)

大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果」をもたらすガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。日射と吸収された熱の一部が下向きに放射されることから、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。温室効果による気温上昇は、海面の上昇などをまねくおそれがあるとされている。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、パーフルオロカーボン(PFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。(条例関連：第12章第1節 温暖化物質の抑制)

汚濁負荷量

汚濁物質(化学的酸素要求量(COD)、窒素、リン)が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量の積で表される。(条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針)

質量の単位

k g(キログラム)	: 10 ³ g
m g(ミリグラム)	: 10 ⁻³ g (1000分の1 g)
μ g(マイクログラム)	: 10 ⁻⁶ g (100万分の1 g)
n g(ナノグラム)	: 10 ⁻⁹ g (10億分の1 g)
p g(ピコグラム)	: 10 ⁻¹² g (1兆分の1 g)

温排水

生産活動の後に排出される温水のこと。工場、発電所など多くの排出源があり、公共用水域の生態系に悪影響を及ぼすこともある。(条例関連：条例施行規則別表第12)

【か行】

化学的酸素要求量(COD: Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODの値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁していることを示している。(条例関連：条例施行規則別表第12)

環境

市環境基本条例の主旨からすると環境は、空気、水、土、様々な生物等の自然が有する緒能力であり、全ての生物の生存の基盤となるものである。環境の範囲は、市民生活に係る環境要素をできるだけ幅広く捉えるとともに、社会、経済の状況の変化などから、市環境基本計画の中で大気、水、緑、廃棄物、化学物質、都市気温など、15の要素としている。

環境基準

「環境基本法」に定められている環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。事業活動等を直接規制するための基準(大気汚染、水の汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準)とは異なるが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

典型七公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)のうち、振動、地盤沈下及び悪臭については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準が定められていない。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシ

ン類対策特別措置法の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、市民、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境への負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、PDCAサイクル（Plan Do Check Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

環境行動事業所制度

環境行動事業所は、環境に配慮した事業活動として「環境管理・監査の体制の整備」、「持続可能な社会を構築するための商品・サービスや環境関連の社会貢献活動等の情報提供」などについて環境報告書等により一般公表し、地域住民との環境コミュニケーションに取り組んでいる事業所である、市は、条例第32条で環境の保全に係る自主管理に関する取り組みを評価し、「環境行動事業所」として認定し、本条例による手続の一部を免除する制度を導入している。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

（条例関連：第7章第1節 環境への負荷の低減）

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「環境基本条例」の規定に基づき、大気の汚染について定められている。

（川崎市環境基本条例 第3条の2）

環境リスク

化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（曝露量）で決まる。式で表すと次のとおり。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性} \times \text{曝露量}$$

規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法及び振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が使われている。

逆転層

通常、気温は上空に行くほど低くなるが、逆に気温が高くなっていくような大気の層を逆転層という。逆転層があると、大気を安定させ、地上からの汚染物質の拡散を弱めることで逆転層と地表との間の大気汚染を悪化させる。

嗅覚測定法（官能試験法）

人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法の総称である。臭気濃度、臭気指数を求める測定方法であり、国が定める方法は、三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法である。3個のにおい袋（フラスコ）を用意して、このうち2個には無臭空気（水）を、残りの1個は採取試料を所定の倍数で希釈し、正常な嗅覚の判定員（6名以上）一人一人に、においのする袋（フラスコ）を選別させて、においを感知できなくなった希釈倍数を測定する方法をいう。

（条例関連：第4章第2節）

CFC（クロロフルオロカーボン）

フロンガスの一種。1928年に開発され、冷蔵庫やカーエアコンの冷媒（冷却剤）、スプレーの噴射剤など様々な分野で使用されてきたが、オゾン層を破壊するため現在は生産が全廃されている。

公害

環境基本法では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

公害防止等生活環境の保全に関する条例

1999年に「公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。

光化学スモッグ

自動車及び工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素は太陽からの強い紫外線を受け光化学反応を起し、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどオキシダント（酸化力の強い物質の総称）を二次的に生成する。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受ける。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

公共交通車両優先システム（PTPS：Public Transportation Priority Systems）

大量公共交通機関であるバス等が優先信号制御でスムーズに走行できるようにするためのシステムである。これにより車両の平均旅行速度を上げることで、排出ガス削減による環境への配慮を図ることを目的としている。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

交通需要管理（＝交通需要マネージメント）

（TDM：Transportation Demand Management）

自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による平準化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置付けられている。

（条例関連：第10章第4節 交通需要管理区域の指定等）

国際環境規格（ISO14000シリーズ）

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定した体系的な環境管理に関する国際規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減が継続的に実施する仕組みを構築するための要求事項が規定されている。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

【さ行】

3R（Reduce Reuse Recycle）

3Rとは、リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再生利用）について、3つの頭文字

を取って表したものを。発生抑制は、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。再生利用は、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

酸化触媒

ディーゼル車排ガス中の粒子状物質を除去するのに、白金などの酸化作用により粒子状物質を減少させ、一酸化炭素や炭化水素等についても二酸化炭素や水に変化させることができる装置をいう。

自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、自動車NOx法を改正し、2001年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」（昭和43年法律97号）に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

臭気指数

においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（水）で薄めたときの希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値。

$$\text{臭気指数} = 10 \log (\text{希釈倍数}) \quad \text{有効数字 2 桁}$$

臭気濃度

次の計算式で計算された値である。

$$\text{臭気濃度} = 10^{(\text{臭気指数} / 10)} \quad \text{有効数字 2 桁}$$

おおむね希釈倍数と同じ値になる。
（条例関連：条例施行規則別表第10）

振動レベル（Lv）

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、振動の大きさを表すもので、単位はデシベル（dB）で表す。

水準点

土地の標高を表す標石で地盤変動状況等を調べるための基準として用いられる。全国の国道や主要な道路沿いに2kmごとに設置されている。

スクリーニング

環境影響評価手続において、事業の特性やその事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

スコージング

環境影響評価において、事業者からの届出に対してその事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続きとして、この仕組みが導入されている。

生活騒音

生活騒音とは、家庭のピアノ、クーラーの室外機や共同住宅の上下階の音などの日常生活に起因して発生する音のことをいう。騒音の大きさとしては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずる場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、被害者も場合によっては加害者になりうるといった特徴を持っている。

（条例関連：第11章第1節 生活騒音の防止）

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

(条例関連：条例施行規則別表第12)

精密水準測量

地盤沈下や地殻変動等の調査では、水準点を基準点として用いている。地盤変動を0.1mmの単位で求める精度の高い測量方法。

騒音レベル(L_A)

音圧レベルに音圧感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、騒音の大きさを表すもので、単位はデシベル(dB)で表す。

【た行】

対策目標値

「環境基本条例」に定める環境目標値の達成に向けて、「公害防止等生活環境の保全に関する条例」において講ずべき対策上の目標値をいう。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

対策目標量

対策目標値を達成するための市内の許容排出総量を設定するものであり、施行規則で広域汚染物質として、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、及び粒子状物質(PM)を規定している。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

耐容1日摂取量(TDI)

健康影響の観点から一生涯にわたり1日当たり摂取しても健康に影響を及ぼすおそれのない体重1kgあたりの量をいう。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により4pg-TEQ/kg/日と定められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議において採択された「京都議定書」を踏まえ、地球温暖化防止に向け、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑

制等のための計画の策定やその実施状況の公表等各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的に平成11年4月に施行された。平成14年5月には、同法律は改正され、京都議定書の目標実現のための施策が強化された。平成17年2月の京都議定書発効を受け、全面施行された。

地盤沈下観測井

地盤沈下と密接な関係にある地下水位、地層収縮を調べる観測井で、通常、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。

(条例関連：第8章第2節 地下水の揚水に関する規制)

低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、または排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車をいう。

(条例関連：第10章第1節 自動車公害の防止に係る使用者等の責務)

底質

湖沼や海域、河川などで水域の底にたまった表層土などの堆積物のこと。

低周波音

一般的に聞くことができる周波数範囲が20Hzから20,000Hzとされており、可聴域を含めた100Hz以下の音をいう。その影響としては、建具等がたつかせる「物的影響」、眠りを妨げる「睡眠影響」、圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等が持たされる「心理的・生理的影響」等がある。

ディーゼル排気粒子(DEP: Diesel Exhaust Particles)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことをいい、発がん性、気管支喘息、花粉症等の健康影響が懸念されている。その質量、粒子数の大部分はそれぞれ粒径0.1~0.3μm(μm=10⁻³mm)、0.005~0.05μmの範囲にある。

DPF装置(ディーゼル微粒子除去装置)

エンジンの排気系に装着したフィルターにより、自動車の排気ガス中の粒子状物質(PM)を捕集し、電熱や触媒の作用等によりPMを除去する装置。

低騒音舗装

空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いた舗装。タイヤと路面間で発生する騒音を中心に自動車騒音を低減させ、3~4デシベルの低減効果がある。また、空隙を通した排水によって路面に雨水が溜まらないため、走行時のハイドロプレーン現象や水飛沫によるスモ-キングを防止する効果がある。

デシベル(dB)

2つの量 I_0 と I の比の常用対数の10倍で定義される単位。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量(I_0)を定めたデシベル(dB)が単位として用いられている。

$$L = 10 \log I / I_0 \text{ (デシベル)}$$

テレメータ・システム

環境等の常時監視を行うため、各測定局の測定データをリアルタイムで収集・蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線、親局及びコンピュータ等で構成されている。

公害監視センターで、テレメータ・システムにより一般環境大気、自動車排出ガス、環境水質の常時監視を行っている。大気発生源工場・事業場、水質発生源工場・事業場については公害部環境対策課で監視を行っている。

(条例関連：第12条 監視、調査等)

等価騒音レベル(L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る環境基準に採用されている。

毒性等量(TEQ: Toxic Equivalents)

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)135種類、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)十数種類の有機塩素化合物の総称である。そのうち、毒性のあるものは29種類であり、その毒性は種類により異なる。TEQとは、これらのうち、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの量に換算して表示する単位のことである。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」を定義している。大気汚染防止法では、「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では、「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設をいう。政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特定フロン

オゾン層がCFC(クロロフルオロカーボン：フロン)等のオゾン層破壊物質により破壊されている。特定フロンとは、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の付属書Aグループの物質で、CFC-11(CF₂Cl₃)、CFC-12(CF₂Cl₂)、CFC-113(C₂F₃Cl₃)、CFC-114(C₂F₄Cl₂)、CFC-115(C₂F₅Cl)をいう。この物質は、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、生産が全廃されている。

(条例関連：オゾン層破壊物質の排出防止に関する指針)

土壌を用いた大気浄化施設

植物は光合成のガス交換を行う際、二酸化炭素ばかりでなく大気中の汚染物質も取り込む大気浄化能力を有するが、微生物を多く含む土壌も同様な能力を持つ。この土壌が有する吸着機能や土壌微生物による物質代謝機能(硝化・脱窒作用等)を利用して大気汚染物質を浄化する施設。産業道

路の池上新田公園付近に高密度の植栽と土壌を用いた大気浄化施設を設けている。

【な行】

75%水質値

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する場合、低いほうから75%の位置にある水質値。

燃料電池車

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出し動力源とする自動車。燃料電池には、水素を自動車に貯蔵する水素貯蔵方式、メタノール改質方式、ガソリン改質方式等がある。

濃度の単位

ppm：10万（ 10^6 ）分の1をいう。

ppb：10億（ 10^9 ）分の1をいう。

ppt：1兆（ 10^{12} ）分の1をいう。

m^3_N/h （ノルマル立方メートル毎時）

温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

【は行】

HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）

フロンガスの一種。CFCの代替物として開発され、ルームエアコンや業務用冷凍空調機器などに使用されてきた。しかし、CFCほどではないもののオゾン層を破壊してしまうため規制の対象となっており、段階的に廃止することが決まっている。

HFC（ハイドロフルオロカーボン）

フロンガスの一種。オゾン層を破壊しないため、代替フロンとして冷媒や発泡剤に使用されているが、強力な温室効果ガスであることから地球温暖

化の観点から問題となっている。気候変動枠組条約に基づく京都議定書において排出削減の対象とされている。

ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組合わせて、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、停車時の余剰エネルギーを発電時や油圧ポンプで回収して発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式の他、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターをとおした間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせて走行するスプリット方式がある。

八都県市指定低公害車

首都圏の八都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物等の少ない低公害車（電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車、LPG自動車など）をいう。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称で、人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中（大気、公共用水域など）に排出されたのか、あるいは、廃棄物や下水に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組みである。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、毎年、行政機関に届け出る。行政機関は、そのデータを整理・集計し、また、届出事業所以外（非対象事業所、家庭自動車など）から排出される量を推計し公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関

する法律（PRTR法）」により制度化された。

ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市の気温が高くなる現象のことをいう。冷暖房等の人工的な放熱、ビルや舗装道路による太陽熱の蓄積、気温の上昇を抑える緑地や樹木、水辺等の減少などが主な原因とされている。

光触媒

太陽熱等の光によって活性化され、それ自身は反応せずに他の化学反応を促進させる性質（触媒作用）をもつ物質のことをいう。二酸化チタンはその一つで、光触媒の作用により大気汚染物質のNO_x等を分解する性質がある。産業道路沿道の歩道の一角に光触媒ブロックを敷設している。

微小粒子（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm以下のもの。主に人為起源の粒子からなり、人体への健康影響が懸念されている。

非メタン炭化水素

光化学反応性の乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装・洗浄工場等である。

貧酸素水塊

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。東京湾のような閉鎖性水域で富栄養化によりしばしば底層に貧酸素水塊が形成され、水・底質環境の悪化を招き、魚介類の生息に影響を及ぼしている。貧酸素水塊が形成される理由として、海水の交換がされにくい条件下（上下層の水温差による層の形成など）で底層の酸素が有機物の分解のために消費されることがあげられる。

VOC（揮発性有機化合物）

常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。1970年代から農薬や、主に電気工場や半導体工場で洗浄剤などとして大量に使用されている。比重が水よりも重く、粘性が低く、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。

VOCは、吸引によって頭痛やめまいの原因になるほか、中核神経や肝臓・腎臓機能障害、発ガン性を示すことが報告されている。

また、大気中に放出されたVOCはオキシダントやSPMの発生に関与していると考えられていることから、大気汚染防止法で排出規制又は抑制が規定されている。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・燐に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm以下のもの。黄砂、火山灰、土壌粒子及び海塩粒子など自然起源のものや工場・事業場、自動車（主にディーゼル車）及び船舶などから排出される人為起源のもの他、大気中のガス状物質（硫黄酸化物、窒素酸化物及び炭化水素など）が科学的に変化して二次的に生成される粒子（二次生成粒子）などから構成される。SPMのうち粒径の小さいものは、呼吸器系深部への沈着や吸収等により人体への健康影響が懸念されている。

閉鎖性水域

外部との水の交換や流れが少なく、流入した汚

濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある内湾、内海、湖沼などの水域をいう。東京湾は周辺からの流入汚濁負荷が大きく富栄養化も進行し、赤潮が発生したりしている。

【ま～わ行】

有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。

湧水地

地下水が地表に流れでたものを湧水という。都市部では舗装や宅地化によって地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水が涵養しにくくなり、湧水が枯渇していく傾向にある。川崎市内の湧水の状況について、平成15・16年度に地元NPOの協力を得て調査した結果、多摩川水系で499か所、鶴見川水系で566か所の湧水地が確認された。

本市においては、この貴重な湧水を守るため、見つかった湧水地のうち、市民が身近に湧水に触れられる場所として周辺を整備し、地下水の保全意識の高揚を高めていくこととしている。平成17年度現在、高津健康市民の森と生田緑地内の岡本太郎記念館横の2か所の整備が完了している。これらの湧水地にはサワガニやホタルなど、きれいな水に住む生物が生息していることが確認されている。

要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときに、道路管理者または都道府県公安委員会に措置を要請（騒音規制法第17条、振動規制法第16条）する限度値をいう。また、大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによ

る大気汚染の限度を定める省令がある。

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政、NGO等の関係するすべての者が、環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、対策等について、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き、理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。「リスクコミュニケーション」の推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待できる。

類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。河川は6類型、湖沼は4類型（全窒素及び全りんについては5類型）、海域は3類型（全窒素及び全りんについては4類型）に区分されている。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況を取りまとめたもの。レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを「レッドリスト」という。

年 表

年 月 日	川 崎 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
明治 31. (1898) 3. -	・京浜電気鉄道(株)川崎発電所が川崎町新宿に設立される。	
32. (1899) 1. 21	・大師電気鉄道が営業を開始。	
34. (1901) 2. 1	・京浜電気鉄道が営業を開始。	
36. (1903)		2. 10 ・日露戦争勃発
39. (1906) 9. -	・横浜製糖(株) (後の明治製糖(株)現在の大日本明治製糖) が御幸村南河原に設立される。	
41. (1908) 8. 18	・東京電気(株)川崎工場 (後の、(株)東芝堀川町工場) が御幸村に設立される。	
42. (1909) 7. -	・日本蓄音機製造(株)川崎工場 (後の、日本コロムビア(株)) が川崎町久根崎に完成。	
45. (1912) 7. 27	・川崎町議会全員協議会で「工場誘致を川崎の町是」とすることを決議。	
大正 2. (1913) 4. 17	・日本鋼管(株)が田島村渡田に工場を新設し、同年12月に平炉操業を開始。 ・合資会社鈴木商店 (現、味の素(株)) が川崎町多摩川畔に工場を新設し、翌年9月に操業開始。	
3. (1914)		7. 18 ・第1次世界大戦勃発
4. (1915) 4. 1	・富士瓦斯紡績(株)川崎工場が川崎町久根崎に完成し、昼夜操業を開始。	
5. (1916) - . -	・この年、鈴木商店の排出する塩素ガスが付近の農作物に被害を与えたため、補償問題が起こり翌年から賠償支払いを開始。	
6. (1917) 7. - 7. 16	・浅野セメント(株) (現、ディ・シー(株)) が東京深川工場の降灰問題のため、田島村に工場移転し、操業を開始。 ・川崎町、大師河原村の住民が県知事に、浅野セメントの工場進出により、粉じんが果樹の生育に影響を与えるとの嘆願書を提出。	
7. (1918) - . -		11. 11 ・第1次世界大戦終結
12. (1923) 7. -	・大師漁業組合、鈴木商店に対し工場排水が海苔養殖に被害を与えていると申し入れる。	9. 1 ・関東大震災発生

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
大正 13. 7. 1 (1924)	・川崎町、御幸村及び大師町が合併、市制を施行し「川崎市」となる。	
14. - . - (1925)	・富士電機(株)、明治製糖(株)、日清製粉(株)鶴見工場が操業を開始。	
昭和 2. 3. 9 (1927)	・南武鉄道(現、JR 南武線)が川崎 - 登戸駅間で営業を開始。	
4. 1	・田島町を川崎市に編入。	
5. 11. 28 (1930)	・鶴見臨海鉄道の扇町 - 鶴見駅間が全線開通。	
6. (1931)		9. 18 ・満州事变勃発
7. 3. 1 (1932)	・大師、羽田等の漁業組合が鈴木商店の排水による損害解決について、川崎市、神奈川県、農林省へ陳情書を提出。	
8. 8. 1 (1933)	・中原町を川崎市に編入。	
9. 4. 12 (1934)	・大師の漁業協同組合、海苔採取営業組合、京浜運河(株)との間で、大師地先の公有水面埋立事業に伴う漁業補償が妥結。	
11. 10. 17 (1936)	・大師漁業協同組合が、鈴木商店に対し排水による魚族死滅の補償要求の陳情を行う。	12. 19 ・神奈川県議会、京浜工業地帯造成工事の実施を議決。
15. 3. - (1940)	・市議会、工場ばい煙被害について内務省など関係当局に意見書を提出。	
16. 12. 10 (1941)	・県営の京浜工業地帯造成事業の第 1 工区(水江町)、第 2 工区(夜光町)が竣工し、川崎市に編入される。	12. 8 ・太平洋戦争勃発
20. 4. - (1945)	・米軍機による本格的空襲を受ける。	8. 15 ・太平洋戦争終結
25. - . - (1950)	・この頃から市民の大気汚染に対する苦情が増え始める。	6. 25 ・朝鮮戦争勃発
26. (1951)		12. 28 ・「神奈川県事業場公害防止条例」公布。 (施行 27.3.1)
27. 9. 21 (1952)	・京浜工業地帯造成事業促進協議会発足。	12. - ・ロンドンスモッグ事件
28. - . - (1953)	・大師地区の農作物が大気汚染による被害を受ける。	7. 27 ・朝鮮戦争休戦協定調印 12. 15 ・熊本県水俣市で水俣病患者発生。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 30. (1955)	<ul style="list-style-type: none"> 9. - 大師地区住民が市議会に対し企業による有害ガスやばい煙が人体や農作物に被害を与えるとして、その防止について請願を行う。 12. 23 市議会に「川崎市公害防止対策特別委員会」を設置し、全議員で同委員会を構成し、公害問題の協議等を行う。 12. - 市民による「川崎市煤煙対策協議会」が発足し、ばい煙規制法制定運動を起こす。 	
31. (1956)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 2 衆議院商工委員会、市のばい煙等の実態調査を行う。 7. - 降下ばいじん量の測定のため、市内 16 か所にデポジットゲートを設置。 13 川崎漁業協同組合、神奈川県と大師地先埋立事業に伴う漁業補償について第 1 回交渉を行う。 この年から翌年にかけて神奈川県企業庁・川崎市及び東亜港湾工業と各地の漁業協同組合が、埋立事業に伴う漁業補償協定を次々に調印する(川崎 11.7、横浜生麦 11.13、東京大田地先 32.3.16、多摩川 32.4.2) 	<ul style="list-style-type: none"> 4. 1 「都市公園法」公布。(施行 31.10.15) 4. - 「工業用水法」公布。
32. (1957)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 1 川崎臨海工業地帯造成工事(県営埋立)の起工式を小島新田地先で行う。 29 「川崎市都市公園条例」公布。(施行 32.4.1) - 川崎市、千鳥町埋立事業に着手。 5. 1 市内 15 か所で二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定を開始。 7. 30 神奈川県営埋立地処分協議会設置。埋立地の分譲処分について検討を行う。 10. 1 神奈川県議会、扇島埋立事業の実施を議決。 	<ul style="list-style-type: none"> 7. - 熊本大学医学部、水俣病の原因は重金属で、新日本窒素の排水と関係があると発表 12. - 荻野医師・富山県医学会でイタイイタイ病の原因は三井金属神岡工業所の排水と発表。
33. (1958)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 21 神奈川県営扇島埋立事業の起工式を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 4. - 「下水道法」公布。 12. 25 「公共用水域の水質の保全に関する法律」公布。 「工場排水等の規制に関する法律」公布。
34. (1959)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 20 「川崎市公害除去施設助成要綱」制定。市内中小企業者に対する助成を開始。 6. 20 県営川崎臨海工業地帯造成事業第 2 工区(末広町の一部)が完成。 12. 23 県営川崎臨海工業地帯造成事業第 3 工区(浮島町)が完成。 	<ul style="list-style-type: none"> 4. 1 「首都圏の規制市街地における工業等の制限に関する法律(工業等制限法)公布、施行。
35. (1960)	<ul style="list-style-type: none"> 4. - 市営埋立第 1 区(千鳥町の一部)が完成。 7. 23 川労協、公害防止条例制定運動を起こす。 10. 1 川労協、法定数の署名を得て条例制定直接請求書を市議会へ提出。 17 直接請求による条例案を臨時市議会で否決するも、12.24 市提案による「川崎市公害防止条例」(旧条例)を公布、施行。 12. - 日石化学を中心とする諸工場により、夜光町、千鳥町、及び扇町を含む地域に石油化学コンビナートが形成。 市営埋立第 2 区(千鳥町の一部)が完成。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和 36. (1961)	4. 1 5. 1 29	10. -	<ul style="list-style-type: none"> ・この年から翌年にかけて三重県四日市市でぜんそく患者が多発。
37. (1962)	3. - 4. 1 8. 31	5. - 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」公布。 ・「ばい煙の排出の規制等に関する法律」公布。(施行 37.12.1)
38 (1963)	3. 30 9. 1 10. 25		
39. (1964)	3. - 7. 3 9. 12 12. 9	3. 31 6. - 10. -	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県「公害の防止に関する条例」公布。(施行 39.6.1) ・新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生 ・東海道新幹線営業開始
40. (1965)	1. 1 26 3. - 4. 1	1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、「川崎及び横浜地区における大気汚染時の措置要綱」を制定、スモッグ警報の発令体制を確立。
41. (1966)	4. 1 11. 21	1. 22 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都圏近郊緑地保全法」公布。(公布 41.12.15) ・自動車(新型)排出ガスの一酸化炭素濃度規制(行政指導)実施。
42. (1967)	4. 1 8. 1 22	6. - 8. 3 6. -	<ul style="list-style-type: none"> ・阿賀野川水銀中毒事件(新潟水俣病)訴訟提起。 ・「公害対策基本法」公布、施行。 ・四日市ぜん息事件訴訟提起。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 43. (1968)	<p>3. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染集中監視装置を本庁舎に設置し、大師保健所（現、大師健康プラランチ）、川崎保健所（現、川崎保健福祉センター）及び中原保健所（現、中原健康福祉センター）の二酸化硫黄等の測定値をテレメータで伝送し、常時監視する体制を確立する。（稼働 43.8.7） <p>6. 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会、川崎市の公害対策に関する意見書を内閣総理大臣に提出することを可決する。 	<p>3. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イタイイタイ病事件訴訟提起。 <p>4. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路東京 - 厚木間開通。 <p>6. 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」公布、一部施行。（全面施行 43.12.1） ・「騒音規制法」公布。（施行 43.12.1）
44. (1969)	<p>3. 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本鋼管(株)、川崎市に対して扇島前面海域に約 550 万 m² の埋立地を造成し、京浜製鉄所の主力部門を移転したい旨の申入れを行う。 <p>26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川労協、「公害対策特別委員会」を設置。 <p>4. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害課を「公害部」に昇格。 ・「騒音規制法」による規制地域に指定され、規制基準が適用される。 <p>5. 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎医療生協公害対策委員会など 5 団体により「川崎から公害をなくす会」が結成される。 <p>6. 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都、横浜市、川崎市が公害対策のため初の汚染連絡会議を開催。 <p>7. 17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、横浜市、川崎市が、日本鋼管(株)の扇島前面海域埋立計画協議のため「扇島埋立対策協議会（現、扇島問題連絡協議会）」を結成。 <p>29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」に基づく硫酸化物排出基準の一部改正により、京浜地区に特別排出基準が適用される。 <p>9. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係局間の連絡調整を図るため、「川崎市公害対策連絡会議」を設置。 <p>12. 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規制」を制定、施行。 	<p>2. 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いおう酸化物に係る環境基準」閣議決定。 <p>4. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県の調査により、安中市でイタイイタイ病の要観察者を発見。 <p>5. 23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回「公害白書（厚生省）」を発表。 <p>6. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病事件訴訟提起。 <p>12. 25</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布、施行。 <p>12. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪空港訴訟提起。
45. (1970)	<p>1. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」に基づき、市独自で大師、田島の両保健所管内を公害病認定地域に指定、被害者救済を開始。 <p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜、川崎両市で大気汚染注意報を同時発令する広域発令体制を確立。 <p>2. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、大師、田島の両保健所管内が地域に指定され、国による救済開始。 <p>4. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害対策審議会条例」公布、施行。 ・「川崎市公害防止条例（旧条例）」を廃止。 <p>5. 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害病認定患者とその家族により、「川崎公害病友の会」結成。 <p>8. 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で最初の光化学スモッグが幸地区から多摩地区にかけて発生し、多くの被害者がでる。 <p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎公害対策審議会」発足。 <p>24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本鋼管(株)など 37 社（39 工場）と「大気汚染防止に関する協定」を締結。 ・昭和電工(株)川崎工場の排水口付近のヘドロから多量のシアン、ヒ素、カドミウム、水銀などが検出される。 <p>10. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止資金の貸付に関する条例」を公布、施行 	<p>2. 20</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定。 <p>4. 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定。 <p>5. -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県黒部市、日本鉱業三日市精錬所に起因するカドミウム汚染を発表。 <p>7. 18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都杉並区を中心に光化学スモッグが発生し、6000 人が目やのどの痛みを訴える。 <p>10. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県公害センター川崎支所開発。 <p>12. 18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 64 臨時国会（公害国会）で改正公害対策基本法など公害関係 14 法が可決成立。（制定：「水質汚濁防止法」「公害防止事業費事業者負担法」「農地用の土壌の汚染防止等に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等）

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 45. 10. 1 (1970) 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・大師、田島、川崎及び中原の各測定所にオキシダント濃度測定装置を設置。 ・扇島問題連絡協議会と日本鋼管(株)が同社京浜製鉄所の主要部分を扇島埋立地に移転することに伴う「公害防止協定」を締結。 	
46. 3. - (1971) 4. 1 23 5. 10 27 31 8. 27 28 9. 29 10. 1 15 26 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・一般環境大気測定所を御幸保健所（現、幸保健福祉センター）に設置。 ・市独自の水質管理計画に基づき、河川 12 地点、海域 12 地点の定期水質調査を開始。 ・川崎市公害対策審議会、「公害病認定患者が死亡した場合の措置について」答申。（諮問 45.11.17） ・市独自で東海道線以東の中央地区を公害病認定地域に指定し、法に準じた内容の救済を開始。 ・本庁舎前に「大気汚染状況電光表示盤」を設置し、大師、田島、中央地区の二酸化硫黄濃度等の表示を開始。 ・一般環境大気測定所を高津支所、稲田保健所に設置。 ・「川崎市光化学公害対策実施要領」を施行。 ・市内で最初の光化学スモッグ注意報を発令。 ・市長が市内の鉄鋼、化学、石油等の大手工場を視察し、各企業に対して公害防止計画の提出を要請。 ・市長が公害病認定患者及びその家族と初の話し合いを行う。 ・公害病によるぜん息発作のため、市で最初の学童犠牲者がでる。 ・「大気汚染防止法施行令」の一部改正により、工場の立入調査権及び公害規制権限が大幅に市へ委譲される。 ・衛生局公害部を昇格し、「公害局」を新設。 ・公害病認定患者への総合対策として、医療救済や療養環境の整備、生活保障の制度等を確立。 ・「首都圏から公害を追放し生命と暮らしを守る会」が結成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 2. - ・愛知大学立川涼助教授ら、PCBが鳥や魚に蓄積されていると発表。 3. 12 ・「神奈川県公害防止条例（旧条例）」公布。（施行 47.9.12） 5. 25 ・「騒音に係る環境基準」閣議決定。 ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」公布、施行。 27 ・「神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要領」施行。 6. 1 ・「悪臭防止法」公布。（施行 47.5.31） 10 ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布、施行。 7. 1 ・「環境庁」設置。 10. - ・鹿島臨海工業地帯でシアン混入粉じん事件発生。 12. 28 ・「水質汚濁に係る環境基準」告示。
47. 1. 12 (1972) 14 2. 1 3. 28 4. 1 10 5. - 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・大手 8 社（8 工場）と「大気汚染防止に関する覚書」を交換。 ・川崎市公害対策審議会、「公害行政諸制度の制定について」答申。（諮問 46.10.19） ・「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令」の一部改正により、東海道線以東の中央地区が公害病認定地域に追加指定される。 ・「川崎市公害防止条例」公布。（施行 47.9.27） ・「川崎市公害監視センター」完成。 ・PCB使用工場、下水処理場、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等についてPCB汚染の実態調査を行う。 ・市の公害病被認定者総数が 1000 人を超える。 ・市独自で幸区（日吉地区を除く）及び堤根（東海道線以西の川崎区）を公害病認定地域に指定し、法に準じた救済を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 11 ・「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示。 - ・宮崎県医師会、土呂久地区住民からヒ素を検出。 3. 21 ・滋賀県公害課、日本コンデンサー草津工場周辺の水田、畔、沈澱池の土から高濃度のPCBを検出したと発表。 6. - ・「公害等調整委員会設置法」公布。 5 ・スウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 14 ・「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」制定、施行。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 47. (1972)	<ul style="list-style-type: none"> 6. - 公害監視センターの大気汚染自動監視システムが完成（神奈川県所管の高津区役所、多摩保健所の測定所を市に移管） 11 市内で最初の「光化学スモッグ警報」が発令される。 12 市長、「公害対策協力財団」の設立を商工会議所会頭へ要請。 8. 18 「全市緑化作戦」の一項として、工場敷地内の積極的な緑化を図るため、67社と「工場緑化協定」を締結。 - 川崎の環境保全市民会議、市議会に対して「みどりの条例」制定の直接請求を行う。 - 市内の大手 42 工場を対象とした「発生源亜硫酸ガス自動監視装置」が完成。 9. 21 川崎市公害対策審議会、「川崎市公害防止条例の施行に必要な諸基準値について」答申。（諮問 47.6.13） 22 「財団法人川崎市公害対策協力財団」設立。 27 「川崎市公害防止条例」に基づき、「硫黄酸化物」と「粉じん」に係る環境上の目標値を制定告示。 10. 1 「川崎市公害監視会議」発足。 20 市長、東京湾を囲む 1 都 2 県 11 市に対して広域公害対策の推進について協力を要請する。 11. - 「自然環境保全審議会条例」公布。（49.4.1 廃止） 12. - 「自然環境保全審議会」発足。 - 本庁舎前に自動車排出ガス測定所を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 22 「自然環境保全法」公布。（施行 48.4.12） 8. - 播磨灘を中心に瀬戸内海で大規模な赤潮が発生、養殖ハマチに大きな被害を与える。 12. 19 公害対策基本法に基づく「神奈川地域公害防止計画」策定、承認。 - 「国連環境計画（UNEP）」発足。
48. (1973)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 「川崎市公害病認定患者救済基金制度」実施。 9 宅地造成等の開発行為に伴う工事公害を未然に防止するため、「開発行為等に関する工事公害の防止のための指導要領」を定め、事前指導を開始。 2. 15 「川崎市公害病認定患者療養生活補助費等助成条例」を公布、施行し、48 年 1 月 1 日にさかのぼって適用する。 3. 20 衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会委員が、臨海工業地帯を視察。 - 遠藤町交差点、本月 4 丁目交差点に自動車排出ガス測定所を設置。 4. 18 「川崎市光化学スモッグ被害者医療費支給要綱」を制定、施行。 5. 2 東京湾を囲む関係市の公害担当局部長会議を川崎市で開催。 21 川崎市長、横浜市長が共同で東京湾都市の広域公害対策に係る首長会議の開催を提唱。 25 「悪臭防止法」に基づく規制地域及び規制基準値を告示。（施行 48.5.31） 30 自然環境保全審議会、「川崎市の自然環境保全に関する基本的事項について」答申。（諮問 48.1.13） 6. 1 大気汚染緊急時通報用ファックスの運転を開始 26 東京湾を囲む都市の公害対策会議を川崎市で開催。 9. 1 大気汚染等に係る夜間常勤体制を実施する。 衛生局に「公害補償課」を新設。 	<ul style="list-style-type: none"> 4. 1 「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正（海域の排出基準に BOD を追加） 5. 1 「道路運送車両の保安基準」一部改正（点火時期調整、排ガス減少装置の取付け等を義務づける。） 8 「二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準」告示。 16 「二酸化硫黄に係る環境基準」改定告示。 22 熊本大学第 2 次水俣病研究班、有明海沿岸で水俣病患者が発見されたと発表。 8. 10 「大気汚染防止法施行令」一部改正、工場等からの窒素酸化物の排出基準を設定。（第 1 次規制） 9. 1 「都市緑地保全法」公布。（施行 49.2.1）

年月日	川崎に関する事項	参考事項
昭和 48. 10. 2 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を公布。(施行 49.4.1) ・市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、水銀使用 3 工場(味の素、昭和電工、セントラル化学)と「公共用水域における底質の浚渫に関する協定」を締結。 ・「川崎市公害研究所」完成。 ・「川崎市自動車公害対策基本要綱」制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 10. 5 ・「公害健康被害補償法」公布。(施行 49.9.1) - ・第 1 次石油ショックが起きる。(第 4 次中東戦争) - ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」公布。
49. 1. 1 (1974)	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止条例」に基づく硫黄酸化物及びばいじんに係る総量規制基準を適用。 ・光化学公害一斉通報装置が完成。(61.3.31 廃止) ・新川通交差点に自動車排出ガス測定所を設置。 ・「大気汚染防止法施行令、施行規則」の一部改正に伴い、市内における硫黄酸化物に係る排出基準が強化される。 ・「土木局緑地部」を昇格し、「環境保全局」を新設。 ・湿性大気汚染(酸性雨)に対する緊急対策として市内 7 か所で雨水の pH 値等の測定を開始。 ・プールにおける光化学公害による被害防止対策を定める。 ・川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物対策について」答申。(諮問 48.3.26) ・「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正し窒素酸化物に係る総量規制の諸基準値を設定。 ・「川崎市公害防止条例」に基づき、窒素酸化物(二酸化窒素として)に係る環境上の条件についての目標値を設定、告示。 ・川崎市公害健康被害補償事業として、公害健康被害補償法が関与しない 49 年 8 月以前に係る過去分の補償、法律施行に伴う不利益の補償、市民施設の建設について市長と企業、市長と患者代表がそれぞれ確認書に調印。 ・公害健康被害補償法に基づき、川崎区(東海道線以西の地域)及び幸区が認定地域に追加指定され、国による救済が始まる。 ・市の公害病認定者総数が 2000 人を超える。 ・多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 21 ・昭和 50 年度以降生産される自動車の排出ガスの許容限度告示。(日本版マスキー法: 50 年度規制) 3. 30 ・名古屋新幹線公害訴訟提起。 5. 20 ・神奈川県、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域等を指定。 6. 1 ・「生産緑地法」公布。(施行 49.8.31) 7. 18 ・七大都市首長懇談会、「自動車排出ガス対策の推進に関する声明」を発表し、「七大都市自動車排出ガス規制問題調査団」を設置。 9. 30 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正、告示。(水銀の基準強化) 11. 30 ・「大気汚染防止法」施行規則一部改正、総量規制施行。
50. 1. 1 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・中原、高津、多摩測定所で昭和 49 年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 ・「自然環境保全基本計画」を公表。 ・市内大手企業 33 社を対象とした公害自主規制のための情報提供を行う「環境大気汚染状況タイプ式通報装置」の送信装置が完成。(61.3.31 廃止) ・高津十字路交差点に自動車排出ガス測定所を設置。(60.3.31 廃止) ・市内で 2 回目の光化学スモッグ警報が発令される。 ・川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される。(原因は S 工場の排水であると判明) 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 3 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正、告示。(PCB の設定) 7. 29 ・「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」告示。 9. 4 ・「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度」改定、告示。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 50. (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 6. 22 ・ 川崎市長、神奈川県知事、東京都知事及び環境庁長官が、多摩川及び流域を視察。 8. 18 ・ 六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始。 22 ・ 東京湾を囲む 27 自治体の参加による「東京湾岸自治体公害対策会議」発会式を川崎市で開催。 9. 28 ・ 多摩川流域の環境浄化のため、流域自治体と国の関係機関により「多摩川流域環境保全対策連絡会議」を開催し、対策要綱を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 11. 1 ・ 「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、施行。（ばい煙に係る有害物質の規制基準の強化等を図る。） 12. 10 ・ 「大気汚染防止法施行令」一部改正、工場等に係る窒素酸化物の排出基準を強化、規制対象施設の種煩を追加。（第2次規制）
51. (1976)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 ・ 幸区以北の測定所で、昭和 50 年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 ・ 川崎区の大師、田島支所管内の二酸化硫黄濃度平均値 0.04ppm 以下を達成するための市条例規制基準を適用。 3. - ・ 市の公害病被認定者総数が 3000 人を超える。 5. 31 ・ 76 世界環境展（東京・晴海）へ市の環境週間行事の一環として“人間都市の展望と新しい都市環境 - 川崎市の環境行政へのとりくみ - ”をテーマに出展。 10. 1 ・ 東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大手工場等を対象に排水の一斉立入り調査を実施。 4 ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例」公布。（施行 52.7.1） 11. 1 ・ 日本鋼管(株)京浜製鉄所に係る公害防止協定（4 者協定）の別紙・公害防止対策を改定。 12. 8 ・ 「川崎市環境影響評価審議会規則」を公布、施行。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 5 ・ 「新幹線鉄道騒音対策要綱」閣議決定。 6. 10 ・ 「振動規制法」公布。（施行 51.12.1）
52. (1977)	<ul style="list-style-type: none"> 2. 8 ・ 皇太子殿下（今上天皇陛下）が公害研究所を視察。 20 ・ 「財団法人川崎・横浜公害保健センター」設立が許可される。 6. 30 ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」公布。（施行 52.7.1） 7. 1 ・ 「地域環境管理計画」を制定。 8. 1 ・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における硫黄酸化物に係る対策について」答申。（諮問 51.11.9） 10. 5 ・ 川崎市公害対策審議会、「炭化水素に係る対策について」答申。（諮問 50.9.10） 	<ul style="list-style-type: none"> 5. - ・ 環境庁、環境影響評価法案の要綱試案発表。 6. 16 ・ 「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加。（第2次規制） 11. 1 ・ 神奈川県、振動規制法に基づく地域を指定、特定工場から発生する振動の規制基準を制定施行。
53. (1978)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 ・ 「川崎市公害防止条例及び施行規則」の一部改正、炭化水素系物質に係る設備基準を施行。 ・ 「川崎市公害防止条例」に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を適用。 10 ・ 「悪臭防止法」に基づく追加 3 物質（二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）の規制基準を告示。（施行 53.1.12） 3. 31 ・ 環境大気測定所を宮前区鷺沼配水所に、自動車排出ガス測定所を多摩区役所にそれぞれ設置 4. 1 ・ 「財団法人川崎・横浜公害保健センター」が業務を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 31 ・ 「神奈川県公害防止条例」全面改正、新条例公布。（施行 53.9.30） 7. 11 ・ 「二酸化窒素に係る環境基準」改定、告示。（1 時間値の 1 日平均値 0.02ppm を 0.04ppm ~ 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下）

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 53. (1978) 7. 25 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> 市内の飲食店を対象に、騒音防止のためのリーフレットを配布し、特に深夜における騒音（カラオケ等）の防止を呼びかける。 市内の大手 32 工場を対象とした「発生源窒素酸化物自動監視装置」完成。 	
昭和 54. (1979) 2. 24 3. 31 6. 30 12. 7 21	<ul style="list-style-type: none"> 市議会第 3 委員会において「武蔵野南線騒音振動対策に関する請願」、「武蔵野南線振動騒音公害対策に関する陳情」が趣旨採択される。 一般環境大気測定所を麻生区百合丘第 1 公園に、自動車排出ガス測定所を宮前区馬絹交差点にそれぞれ設置。 工場廃液を不法投棄した K 工場を水質汚濁防止法違反で告発。 廃液処理中に有毒ガス（硫化水素）漏出事故を起こした M 工場に対し、操業停止を命ずる。 大量の廃油流出事故を起こした U 工場に対し、操業の一部停止を命ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> この年、第 2 次石油ショックが起きる。（イラン革命） 6. 12 「水質汚濁防止法」一部改正、総量規制を施行。 8. 10 「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加。（第 4 次規制）
55. (1980) 1. 1 23 6. 2 7. 1 3 8. 8 9. 1 10. 20 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で、昭和 54 年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 「七大都市自動車技術評価委員会」を川崎市で開催。 生活クラブ生活協同組合が母体となり、合成洗剤追放の条例制定直接請求を行う。 市議会、直接請求による合成洗剤追放条例案を否決するも、議員提案による「川崎市合成洗剤審議会条例」を可決、公布。（施行 55.7.16） 環境庁長官、多摩川流域環境保全対策連絡協議会の要望により多摩川流域を視察。 「川崎市公園緑地審議会」発足。 「川崎市自動車公害問題調査研究専門委員」を設置。 川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物に係る当面の対策について」答申。（諮問 53.10.9） 「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正、窒素酸化物に係る規制基準の改定を行い、併せて中間目標値の達成年次を告示。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 13 東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」告示。 9. - 第 1 回「地球的規模の環境問題に関する懇談会」開催。 10. - 「国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」発効。[採択 1971.2] 11. - 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」発効。[採択 1971.11] 「絶滅のおそれのある野生植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」発効。[採択 1973.3]
56. (1981) 3. 31 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排出ガス測定所を麻生区多摩消防署柿生出張所、川崎区池上新田公園に設置。 環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置。 「地域環境管理計画」の一部（緑地）を改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 2 「大気汚染防止法施行令」一部改正、総量規制基準の指定ばい煙として、窒素酸化物を指定、指定地域として東京、神奈川、大阪地域を指定。 9. 30 「大気汚染防止法施行令」一部改正。（窒素酸化物総量規制の対象工場等の規模に関する基準と総量規制基準設定に係る基本的考え方を示す。）

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 57. (1982)	<p>3. 18 ・川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害補償を求めて、訴訟を起こす。 (第1次) 原告 119人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業 12社</p> <p>31 ・環境水質測定所を登戸排水路、二ヶ領用水の上河原取水、矢上川にそれぞれ設置。</p>	<p>1. 1 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正、対象施設を追加。</p> <p>4. 1 ・大気汚染防止法による窒素酸化物総量規制に係る「神奈川県における総量規制基準」設定。</p> <p>6. 1 ・「神奈川県公害防止条例」一部改正、深夜のカラオケ騒音を規制。</p> <p>7. 1 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ばいじんの規制基準強化。</p> <p>10. 1 ・神奈川県、「東京湾富栄養化対策指導指針」施行。</p> <p>10. 1 ・「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、ばいじん排出基準強化。</p>
58. (1983)	<p>3. 31 ・環境水質測定所及び工場・事業場と公害監視センターをテレメータで結ぶ「水質自動監視システム」が完成。</p> <p>4. 26 ・環境水質測定所を麻生川、真福寺川にそれぞれ設置。</p> <p>30 ・川崎市自動車公害問題調査研究専門委員、「かわさきのより良い交通環境をめざして」と題する提言を行う。</p> <p>7. 20 ・川崎市合成洗剤審議会、「合成洗剤問題への川崎市の対応指針について」答申。</p> <p>8. 1 ・市における洗剤に係る具体的対策を策定し、その総合的かつ円滑な推進を図るため「川崎洗剤対策推進委員会」を設置。</p> <p>9. 14 ・市内の公共水域における生活排水による水質汚濁の防止を図るため、「川崎市生活排水対策委員会」を設置。</p> <p>10. 6 ・「川崎洗剤対策推進方針」策定。</p> <p>11. 4 ・川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害の補償を求めて訴訟を起こす。 (第2次) 原告 114人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業 12社</p> <p>12. 15 ・「川崎市合成洗剤審議会条例」廃止、施行。</p> <p>12. 15 ・「川崎市自動車公害問題協議会」設置。</p>	<p>9. 10 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正、固体燃料燃焼ボイラーの窒素酸化物排出基準並びに新設に係る基準を強化。 (第5次規制)</p> <p>10. 28 ・騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの限度」一部改正。 (大型トラック等の60年度規制)</p>
59. (1984)	<p>3. 1 ・環境影響評価報告書作成及び資料編等作成マニュアル(住宅建設計画編)を定める。</p> <p>31 ・環境水質測定所を有馬川、三沢川にそれぞれ設置。</p> <p>4. 1 ・「川崎市生活排水対策推進要綱」施行。</p> <p>5. 17 ・「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」設置。</p> <p>6. 22 ・シアン流出事故を起こしたP工場に対し、水質汚濁防止法に基づき特定施設の使用一時停止及び汚水等の処理方法の改善を命ずる。</p> <p>6. 22 ・アルカリ性、酸性廃液流出事故を起こしたS工場に対し、水質汚濁防止法に基づき、汚水の処理方法の改善を命ずる。</p>	<p>8. ・「トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針」を策定。</p>

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 60. (1985)	<p>3. 9 ・川崎公害友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。 (第3次) 原告 107 人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業 12 社</p> <p>30 ・環境水質測定所を京浜運河に設置。</p> <p>- ・高津十字路測定所(自動車排出ガス測定所)、道路拡張のため、測定中止。</p> <p>4. 1 ・「川崎市基金条例」に「緑化基金」を新設。</p>	<p>6. 26 ・「大気汚染防止法施行令」一部改正、小型ボイラーの規制に、燃料使用量の要件を追加。</p>
61. (1986)	<p>3. 14 ・「財団法人川崎市緑のまちづくり協会」設立。</p> <p>4. 1 ・公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部を合併、新たに「環境保全局」設置。</p> <p>6. - ・二子測定所(自動車排出ガス測定所)設置。</p> <p>25 ・61グリーンアップかわさき(第2次緑化大作戦)を発表。</p> <p>26 ・川崎市公害対策審議会、「川崎市における生活騒音に係る対策について」答申。 (諮問 58.12.21)</p> <p>10. 1 ・川崎市公園緑地審議会、「より快適な都市の地域環境を創造するため市の公園緑地(含、街路樹)はいかにあるべきかについて」答申。 (諮問 56.2.20)</p> <p>18 ・騒音振動測定車用にメタノール自動車を導入。</p> <p>~ 31 ・かながわ都市緑化川崎フェア(かわさきグリーンピア 86)を等々力緑地にて開催。</p> <p>12. 6 ・「川崎市環境問題研究委員会」発足。</p> <p>18 ・川崎区旭町2丁目の国道409号及び宮前区土橋1丁目の市道尻手黒川緑のそれぞれ上り車線計2か所に「自動車騒音電光表示板」を設置。</p>	<p>10. 30 ・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申。</p>
62. (1987)	<p>2. 9 ・東京都、神奈川県、川崎市他、流域 35 行政からなる「多摩川流域協議会」発足。</p> <p>6. 21 ・「水辺に親しむ親子教室」開催。</p> <p>7. 1 ・「川崎市生活騒音の防止に関する要綱」施行。</p> <p>9. 29 ・瀋陽市との友好都市提携5周年を記念して、大師公園内に中国庭園(瀋秀園)開園。</p>	<p>9. 26 ・公害健康被害補償法の一部改正法を公布。</p> <p>10. 7 ・中央公害対策審議会、「公害健康被害補償法41指定地域及び4指定疾病の解除」</p> <p>30 ・「公害健康被害補償法施行令」一部改正</p>
63. (1988)	<p>3. 25 ・リエカ市との姉妹都市提携10周年を記念して、平間公園内に「リエカの森」完成。</p> <p>29 ・川崎市自然環境保全審議会、「川崎市域における傾斜緑地の保全手法の在り方について」答申。</p> <p>4. 19 ・川崎市環境問題研究委員会、「川崎市における豊かな都市環境の創造に向けて(21世紀をめざす新たな環境対策の確立)」を提言。</p> <p>5. 24 ・川崎市アスベスト対策推進協議会発足。</p>	<p>2. 1 ・「大気汚染防止法施行令」一部改正、対象施設に、ガスタービン、ディーゼル機関を追加。</p> <p>5. - ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布。</p> <p>9. - ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」締結。[採択 1985.3]</p> <p>11. - ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」締結。[採択 1987.9]</p> <p>11. - ・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」設定。</p>

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成元. (1989)	<p>3. 2 23 - 30 31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市先端技術環境対策専門委員会」発足。 ・市庁舎前の大気汚染電光表示盤が、新装完成。 ・公害研究所に最新の大気・水質測定車を導入。 ・川崎市公害対策審議会、「川崎市における今後の窒素酸化物対策について」答申。 (諮問 61.8.18) ・「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」一部改正。(大規模建築物の新設を追加) (施行元.10.1) <p>4. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全局に「管理部」新設。 ・「川崎市公害防止資金融資要綱」改正。 (副室式貨物自動車の購入を融資対象に追加) <p>5. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全局に「生田緑地ゴルフ場準備室」を新設。 <p>9. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害パトロール車として、メタノール自動車を導入。 <p>11. 9 ~ 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 30 回大気汚染学会を川崎市で開催。 	<p>2. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱を施行。 <p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民の祝日に関する法律」一部改正公布。 (4月 29 日のみどりの日を追加) <p>3. 13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」答申。 ・中央公害対策審議会、「トリクロロエチレン等を含み廃棄物の最終処分基準等の設定について」答申。 <p>29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(有害物質としてトリクロロエチレンを追加) (施行元.10.1) ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正。 (第 2 種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を追加) (施行元.4.1) <p>10. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法」一部改正、施行。(地下浸透水の浸透の制限、地下水の監視、事故時の措置を追加) ・「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、施行。(有害物質を追加及び有害物質を含む水の地下浸透の制限を追加) <p>12. 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」一部改正。(石綿を特定紛じんとして追加)
2. (1990)	<p>2. 14 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩美ふれあいの森を設置。(6,942m²) ・川崎市公害対策審議会へ「市内河川の水質管理目標について」諮問。 <p>3. 30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市基金条例を改正、「地域環境保全基金」を新設。 <p>4. 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市有機塩素系化学物質に関する市内連絡会議設置要綱」 <p>6. - 6 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市「ごみ非常事態」を宣言。 ・第 1 回環境シンポジウム開催。 ・第 1 回環境フェアを開催。 	<p>3. 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「生活雑排水対策に係る制度の在り方について」答申。 <p>5. 24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」策定。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 2. 9. - (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域を対象とした「地下水概況調査」(3か年計画)開始。 ・「国際花と緑の博覧会」で「川崎市の日」に記念イベントを実施。 ・「川崎市総合的環境行政制度検討委員会」が発足。 	<ul style="list-style-type: none"> 9. 22 ・「水質汚濁防止法」一部改正。(生活排水対策の推進を追加) 10. 2 ・第4回地球環境保全に関する関係閣僚会議、「地球温暖化防止行動計画」決定。
3. 3. 12 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、副室式ディーゼル貨物自動車の他に低公害な自動車を融資対象に追加。 4. 25 ・川崎市先端技術環境対策専門委員会、「先端技術産業における新たな環境対策の確立に向けて」を提言。 8. 1 ・第25回六都県市首脳会議を開催。 ・電気自動車(軽バン)5台を導入、低公害車普及促進のためのシンボルマークを披露。 6. 6 ・「夏休み多摩川教室」を開催。 19. 19 ・川崎市総合的環境行政制度検討委員会、「総合的環境行政制度の創設に向けて」を提言。 9. - ・「川崎市自動車公害防止計画」策定。 10. - ・「川崎市ゴルフ場農薬環境問題連絡会」発足。 12. 18 ・ハイブリッドエンジンバス1台を市バスに導入。 25. 25 ・「川崎市環境基本条例」公布。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. - ・「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(東京湾等)策定。(第3次水質総量規制) 4. 26 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布。(施行3.10.25) 5. 10 ・環境庁、「地球環境モニタリング計画」策定。 7. 8 ・中央公害対策審議会、「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」答申。 26. 26 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設、蒸留施設を特定施設に追加)(施行3.10.1) 8. 23 ・「土壌汚染に係る環境基準」告示。 9. 4 ・中央公害対策審議会、「悪臭物質の指定及び規制基準の範囲の設定について」答申。 18. 18 ・「再生資源の利用促進に関する法律施行令」公布。 11. 26 ・中央公害対策審議会、「今後の水俣病対策の在り方について」答申。 12. 19 ・「大気汚染防止法施行令」一部改正。(特定粉じんとして石綿を追加指定ほか)(施行3.12.27) 22. 22 ・中央公害対策審議会、「今後の自動車排出ガス低減対策の在り方について」答申。 27. 27 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 4. 3. 2 (1992)	・川崎市公害対策審議会、「川崎市における河川の水質管理目標について」答申。 (諮問 2.2.15)	3. 30 ・東京湾総量規制に係る「第 3 次神奈川県総量規制基準」告示。
3	・電動ごみ収集車 1 台を導入。	4. 26 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正。(トリクロロエチレン等の有機塩素系物質に係る洗浄施設を追加)
19	・「川崎市自動車公害対策推進協議会」発足。	
31	・木月自動車排出ガス測定所を廃止。	
4. 1	・環境保全局に「環境政策室」新設。 ・「川崎市先端技術産業環境対策指針」施行。	5. - ・「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」発効。 [採択 1989.3]
22	・生田ふれあいの森設置。(2,937m ²)	
5. 14	・第 27 回七都県市首脳会議開催。(地球環境保全首都圏アピール採択)	15 ・中央公害対策審議会・自然環境保全審議会、「国際環境協力の在り方について」答申。
26	・地球サミット首都圏七都県市派遣団の一員として市職員 2 名を派遣。(世界都市フォーラム、ジャパンデー等に参加)(~ 6.8)	6. 3 ・ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット) 開催。(リオ宣言、アジェンダ 21 等採択)
31	・多摩区役所前自動車排出ガス測定所を廃止。	~ 14
7. 1	・「川崎市環境基本条例」施行。	3 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 法) 公布。(施行 4.12.1)
31	・「第 1 回川崎市先端技術産業環境保全委員会」開催。(委員として学識経験者 5 人を委嘱)	12 ・中央公害対策審議会、「特別管理一般廃棄物等の最終処分に関する基準の設定等について」答申。
8. 6	・「貨物自動車使用管理マニュアル」作成。	7. 4 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正、施行。
10. 1	・中原平和公園に自動車排出ガス測定所を設置。 ・「NOx を減らすためのボイラー適正管理マニュアル」作成。事業者等に配布。	8. 10 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」一部改正。
10	・第 1 回目「かわさき低公害車フェア 92」を開催。	10. 20 ・中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会「環境基本法制の在り方について」答申。
~ 11		30 ・UNEP 国際環境技術センター開設 (大阪府、滋賀県)
11. 13	・川崎市環境政策審議会へ「川崎市環境基本計画の基本的事項について」諮問。 ・「第 9 回都市緑化かながわフェア」に「川崎の日」として参加。	11. - ・通産省の産業構造審議会等 3 審議会合同会議、「今後のエネルギー環境政策の在り方について」報告書公表。
15	・第 28 回七都県市首脳会議を開催。同時に首都圏サミット「フォーラム 92」を開催。	12. 16 ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」公布。(バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施の確保)
18	・「第 1 回川崎市先端技術産業環境対策協議会」開催。	

年月日	川崎に関する事項	参考事項
平成5. (1993)	<p>2. 2 ・川崎市公害対策審議会へ「川崎市における土壌汚染対策について」諮問。</p> <p>4 ・川崎市公園緑地審議会、「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申。</p> <p>9 ・川崎市環境政策審議会、「川崎市環境基本計画について」基本的事項について答申。</p> <p>3. - ・「川崎新時代 2010 プラン」策定。</p> <p>- ・小型バン天然ガス自動車4台を公害パトロール車に導入。</p> <p>31 ・登戸排水路水質測定所を廃止。</p> <p>4. 1 ・「川崎市河川水質管理計画」策定。</p> <p>・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」施行。</p> <p>・「神奈川県公害防止推進協議会浮遊粒子状物質対策部会」として神奈川県、横浜市、川崎市による浮遊粒子状物質対策に向けた共同調査を開始。</p> <p>21 ・川崎市公害対策審議会、「川崎市における土壌汚染対策のあり方について」答申。</p> <p>26 ・市内製造業など大手企業を対象として「自動車NOx対策推進会議」を開催。</p> <p>28 ・産業道路環境改善パイロット事業として完成したグリーンウォール完成記念式典開催。</p> <p>- ・市内の製造業等86社に、「NOx自主管理ソフト」を配布し、NOxの自主管理を要請。</p> <p>6. 1 ・天然ガスごみ収集車1台を導入。</p> <p>7. 1 ・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」制定。</p> <p>- ・環境教育副読本「なかよし地球と私たち(小学生用)」、「地球とシェイクハンド(中学生用)」を作成、配布。</p> <p>10. 1 ・新設された第3庁舎内のかわさき情報プラザに「環境情報表示盤」を設置し、大気汚染等の監視データ等を表示開始。</p> <p>8 ・多摩環境大気測定所を市立登戸小学校に本設置(1.31仮設置)</p> <p>12 ・川崎市環境政策審議会「環境調査指針について(中間答申)-指針の基本的な考え方について」答申。</p> <p>11. 25 ・川崎市市制60周年記念総合公園「王禅寺ふるさと公園」開園式典開催。(計画11.2haのうちの4.1ha開園)</p> <p>12. 8 ・多摩区本村橋交差点に、自動車排出ガス測定所を設置。</p>	<p>1. 18 ・中央公害対策審議会、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」答申。</p> <p>2. 12 ・「国連持続可能な開発委員会」設立。</p> <p>3. 3 ・内閣総理大臣、「平成4年度策定地域の公害防止計画を承認。(神奈川地域等12地域)」</p> <p>8 ・中央公害対策審議会、「環境基本法案の策定について」答申。</p> <p>・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示。(健康項目の15項目追加等)</p> <p>22 ・「国連水の日」環境庁が「公開水環境シンポジウム」開催。</p> <p>4. - ・「エネルギー等使用合理化及び再生資源利用事業活動促進臨時措置法」公布。</p> <p>5. - ・「環境事業団法」改正(地球環境基金設置)</p> <p>- ・「生物の多様性に関する条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」締結。</p> <p>11. 19 ・「環境基本法」公布、施行。</p> <p>30 ・県、「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」発表。</p> <p>12. - ・「アジェンダ21行動計画」閣議決定。</p>
6. (1994)	<p>1. 14 ・川崎市環境政策審議会「川崎市環境基本計画について」答申。</p> <p>2. 22 ・「川崎市環境基本計画」を策定、告示。</p> <p>3. 1 ・「EVステーションさいわい(電気自動車急速充電スタンド)」を設置。</p> <p>7. 25 ・粗大ごみとして収集された廃冷蔵庫からの冷媒用フロンガス回収を開始。</p> <p>8. - ・川崎市環境基本計画「環境配慮指針(市民編、事業者編)」を作成、配布。</p> <p>10. 8 ~ 16 ・「環境技術移転促進事業」の一環で、市の調査団が、中国瀋陽市を訪問・調査。</p> <p>12. 12 ・川崎市環境基本条例に基づく「環境調査指針」策定、環境調査制度スタート。</p> <p>12. - ・市バスにCNG(圧縮天然ガス)車を導入。</p> <p>26 ・「川崎市都市景観条例」公布。</p>	<p>5. 20 ・「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針」告示。</p> <p>6. 5 ・環境基本法に基づく「環境の日」中央記念式典実施。</p> <p>12. 16 ・「環境基本計画」閣議決定。</p>
7.	<p>3. 20 ・「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」公</p>	<p>2. 28 ・「東京湾及び大阪湾の</p>

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
(1995)	布。	全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定について」告示。
平成 7. 7. 19 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市廃棄物対策審議会「川崎市における今後の廃棄物対策のあり方について」答申。 おっ越山自然環境保全地域を指定。 M85 メタノール自動車を導入。 浮島処理センター完成。 ごみの鉄道輸送事業がスタート 川崎市緑の基本計画「かわさき緑の 30 プラン」を策定。 入江崎総合スラッジセンター開設。 「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 28 ・気候変動枠組条約第 1 回締約国会議（ベルリン） 4. 7 6. 5 ・こどもエコクラブ発会式（東京） 11. 2 ・環境にやさしい“まち・くらし”世界会議（LISC 95） 12. 14 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令。
8. 1. 13 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 期地域環境リーダー育成講座 1 開催。（1 月～3 月） 川崎市自然環境保全審議会「月読緑地を自然環境保全地域に指定することについて」答申。 川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」諮問。 東扇島にエコステーション開設。 川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1995 年度版）について」諮問。 「川崎市緑化指針」及び「屋上緑化等の手引」を策定。 新型電気自動車（ニッケル水素電池搭載）を導入。 川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1995 年度版）について」答申。 第 1 期地域環境リーダー育成講座 2 を開催。（5 月～7 月） 月読自然環境保全地域を指定。 環境庁「残したい“日本の音風景 100 選”」に川崎大師の参道が認定。 七都県市環境セミナーを開催。 川崎公害訴訟の原告と 13 企業との間で、訴訟上の和解が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 8 ・環境庁「残したい“日本の音風景 100 選”」事業の実施について発表 3. 26 ・第 4 次水質総量規制基準の C 値の改定を告示（平成 8.9.1 施行） 29 ・「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」公布（酸素燃焼技術に係る規制方式の導入、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式の統一化）
9. 3. 17 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1996 年度版）について」諮問。 環境保全局、生活環境局を統合して新たに環境局を設置。 川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1996 年度版）について」答申。 第 2 期地域環境リーダー育成講座。（5 月～10 月） 地球環境保全行動計画策定検討委員会発足。 P R T R（化学物質排出移動量届出）制度の導入に向けたパイロット調査を開始。 川崎市環境行政制度検討委員会発足。「環境行政制度の基本的なあり方について」諮問。 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 4 ・「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」告示。 3. 13 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準」告示。 ・「自動車排出ガスの量の許容限度」告示。 4. 1 ・「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行」（地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故等

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
-	・「川崎市ダイオキシン類対策推進会議」を設置	6. 13 令、油に係る事故等の措置) ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」施行(アスベストの飛散防止に係る作業基準、届出書様式等) ・「環境影響評価法」公布。
平成 9. (1997)		10. 17 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布 11. 21 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第二次答申) 12. 1 ・「大気汚染防止の一部を改正する法律」施行(ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準) 1 ~ 11 ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)開催 26 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」公布 ・神奈川県「公害の発生要因の低減に関する指針」告示 ・神奈川県「化学物質の適正な管理に関する指針」告示 ・神奈川県「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」告示 ・神奈川県「二酸化炭素の排出の抑制に関する指針」告示 ・神奈川県「環境に係る組織体制の整備に関する指針」告示 ・神奈川県「自動車管理計画に関する指針」告示
10. (1998)	3. 30 ・川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書(1997年度版)について」諮問。 4. 1 ・公害部に「化学物質担当」新設。 ・公害研究所に「廃棄物研究担当」新設。 ・「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、低公害車に対する融資対象を「七都県市指定低公害車」へ拡大。 14 ・川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」答申。(諮問8.2.8) 6. ・土壌及び地下水汚染が社会的な問題として取り上げられ、電気機械器具製造関連事業所に自主調査を実施するとともに、関係市民に説明会を開催。	4. 1 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「同施行規則」等施行。 7. 24 ・公害等調整委員会が鉄道騒音被害等責任裁定申請事件の裁定を発表。 9. 30 ・「騒音に係る環境基準の一部を改正する件」の告示。 10. 9 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
10 8. 17 10.	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1997年度版）について」答申。 ・横浜地方裁判所川崎支部で、川崎公害訴訟の判決が出る。 ・庁内における化学物質対策を総合的に推進するため関係部局で構成する「川崎市化学物質対策推進会議」を設置。 ・「川崎市の地球温暖化防止への挑戦 - 地球環境保全のための行動計画 - 」を策定。 	(施行11.4.8) 11. 30 ・中央環境審議会、「今後の化学物質による環境リスク対策のあり方について」中間答申。
平成 10. (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市道路環境対策推進協議会を設置 	
11. (1999)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 17 ・川崎市環境政策審議会に「環境基本計画年次報告書（1998年度版）について」諮問。 19 ・「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正。(施行11.6.12) 4. 1 ・「川崎市小型焼却炉及び簡易焼却炉に係るダイオキシン対策指針」策定。 ・「川崎市役所環境管理システム～エコオフィス川崎の実現～」を策定。 ・「ダイオキシン対策の取組についての市民説明会」を3会場で開催。 5. ・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解が成立。 29 ・第3期地域環境リーダー育成講座(5月～11月) 6. 1 ・川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1998年度版）について」答申。 7. 21 ・川崎市環境行政制度検討委員会、「環境行政制度の基本的なあり方について」答申。(諮問9.9.19) 12. 24 ・川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を公布。 ・川崎市環境保全審議会条例、川崎市環境影響評価に関する条例、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等を制定・公布。 12. - ・池上新田公園に大気環境改善型土壌浄化モデル施設を設置。 	2. 22 ・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示。(健康項目の3項目追加) 6. 12 ・「環境影響評価法」施行 21 ・ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)として4 pg-TEQ/kg/日(環境庁及び厚生省の合同会議報告) 30 ・「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」告示 7. 13 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布。(施行12.3.30) 16 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布。(施行12.1.15)
平成 12. (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 1 ・川崎市環境保全審議会条例を施行。 16 ・「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域」を告示。 4. 10 ・川崎市環境保全審議会「川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について」諮問。 ・川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」諮問 6. 3 ・第4期地域環境リーダー育成講座(6月～11月) 7. 1 ・東京国際空港新A滑走路北側離陸機の市内上空飛行開始。 	3. 2 ・「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」を公布。 5. 31 ・家電リサイクル法、グリーン購入法公布。 ・建設省資材リサイクル法公布・施行。 6. 2 ・循環型社会形成推進基本法公布・施行。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
9. 26	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について」答申。 川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」中間答申。(緊急対策) 	7 ・食品リサイクル法公布。
11. 26	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境保全審議会「川崎市における地下水保全対策のあり方について」諮問。 	
12. 1	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市環境影響評価に関する条例施行。 川崎市緑化保全及び緑化の推進に関する条例施行。 	
20	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例施行。 	
平成 13. (2001)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 29 川崎市クリーン軽油普及検討会設置。 31 深夜騒音の規制について市公害防止等生活環境保全に関する条例の一部改正。 4. 1 馬絹自動車排出ガス測定局を廃止。 宮前平駅前自動車排出ガス測定局を設置。 「川崎市役所環境管理システム(第2次)」を策定。 川崎市クリーン軽油導入事業費補助要綱施行。 9. 17 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第12項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」諮問。 21 川崎市環境保全審議会「川崎市における地下水保全対策のあり方について」答申。 10. 1 航空機騒音観測装置を導入。 12. 27 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第1項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」答申。 	6. 22 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布。 ・「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布。 27 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部を改正する法律公布、自動車使用管理計画等。 10. ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」発行。
14. (2002)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 20 川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」答申。 29 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、ほう素、ふっ素等の排水指定物質規制基準の追加等を公布。 4. 1 川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱施行。 麻生区内を流れる黒須田川流入水路の水質、麻生区内の2地点の大気、それぞれダイオキシン類の環境基準の超過が判明。助役を本部長とする「黒須田川流入水路ダイオキシン類対策本部」を設置し、緊急措置を講じた。 5. 麻生区内、横浜市青葉区内で「麻生区内におけるダイオキシン類問題についての説明会」を4回開催。 7. 川崎市地下水保全計画策定。 12. 27 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部改正、自動車公害防止に係る立入検査規定等改正。 	3. 7 ・「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の指定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」告示。 4~6 ・「PRTR法」施行後初めての排出量・移動量の届出が始まる。
15. (2003)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 30 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第40条に規定する大気汚染物質の規制基準(ばいじんに関する設備の基準)の改正について」(諮問)。 	2. 15 ・「土壌汚染対策法」施行。 24 ・第7次神奈川地域公害防止計画について

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
31	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、条例改正に伴う自動車公害防止に係る規定等を公布。 	環境大臣が同意。 (H14～H18)
31	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針」告示。 	
2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 40 条に規定する大気汚染物質の規制基準（ばいじんに関する設備の基準）の改正について」(答申)。 	
3. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、廃棄物焼却炉の設備基準並びに屋外燃焼の制限に関する規定を公布。 	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」告示。 	
平成 15. 6. (2003) 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市自動車公害防止計画」を改訂。 ・神奈川県条例に基づくディーゼル車の運行規制が開始。 	<p>7. 25</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法」を公布 <p>10. 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県「水質汚濁に係る環境基準の水域類型」を告示。(三沢川、二ヶ領本川、平瀬川) <p>11. 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」を告示。(水生生物保全環境基準の追加)
16. 3. (2004) 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。 ・公害部の組織改正が行われ、化学物質担当を化学物質対策課とし、また典型 7 公害を所管していた大気課、水質課、騒音・振動課を統一して環境対策課とし、規制行政の一元化を図った。 ・神奈川県から川崎市に工業用水法の権限を委譲。 	<p>3. 30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」(化学物質対策、土壌汚染対策等)を公布 <p>5. 26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制等)を公布
5. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」(諮問)。 	
6. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(土壌関係)の一部改正。 	
6. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(土壌、排水関係)の一部改正。 	
11. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市環境政策審議会」と「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に統合。 	
11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」(答申)。 	
17. 1. 31 (2005) 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」別表第 10 悪臭の規制基準の一部改正。 ・浮遊粒子状物質が、昭和 48 年に環境基準が定められて以来初めて、平成 16 年度の測定結果が全測定局で環境基準を達成。 ・土壌汚染対策を融資対象に追加。 	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
5. 30	・川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」(諮問)	
8. 8	・「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、「川崎市アスベスト対策会議」を設置。	
9. 9	・「アスベスト問題に対する当面の対応」をとりまとめ、アスベスト問題の総合的推進を本格化。	
9. 20	・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」(諮問)	
9. 30	・川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」(諮問)	
11. 22	・「川崎市新エネルギービジョン」改訂。	
12. 9	・川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」(答申)	12. 21 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」を公布(特定粉じん等排出作業の建築材料の対象範囲拡大及び規模要件の撤廃。H18.3.1施行)
12. 15	・市立升形中学校が環境教育・普及啓発部門で地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞。	
12. 22	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(建築物に係る環境への負荷の低減関係)の一部改正。	
18. 1. 13 (2006)	・全国の自治体で初めて川崎市が「グローバルコンパクト」に参加(署名)	
4. 1	・川崎区の航空機騒音観測装置を中原区に移設	2. 10 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」を公布(大気汚染防止法改正による工作物への飛散防止義務付けのほか、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の4法改正)
6. 1	・「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針(大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編)」告示	
19. 2. 13 (2007)	・「かわさきエコドライブ推進協議会」設立	2.23 中央環境審議会、意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」
3. 20	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(地下水揚水関係)の一部改正	
3. 30		